

令和3年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 令和3年12月14日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和3年12月15日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教育長	黒川雅孝君
総務理事兼 総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君	税務課長	藤永尊生君
住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	水本淳一君	産業経済課長	金子剛君
水道課長	安達伸男君	会計管理者	大平弘明君	教育次長	井手守道君
農業委員会事務局長	橋川貴月君	建設課参事	山村輝明君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	山下慶君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 7番 永安 文男 議員

(2) 2番 川副 剛 議員

(3) 8番 橋本 義雄 議員

日程第3 議案第71号 専決処分した事件の承認を求める件

(令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第11号）)

日程第4 議案第72号 佐々町まち・ひと・しごと創生推進基金条例制定の件

- 日程第5 議案第73号 佐々町学童保育条例廃止の件
日程第6 議案第74号 佐々町学童保育施設設置条例制定の件
日程第7 議案第75号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正の件
日程第8 議案第76号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件
日程第9 議案第77号 佐々町農業集落排水施設設置条例及び佐々町農業集落排水事業受益者加入金
に関する条例廃止の件
日程第10 議案第78号 佐々町特別会計条例の一部改正の件
日程第11 議案第79号 和解及び損害賠償の額を定める件
(公用車交通事故における和解及び損害賠償)
日程第12 議案第80号 令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第12号）

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和3年12月第4回佐々町議会定例会の本会議2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により5番、長谷川忠君、6番、阿部豊君を指名
します。

— 日程第2 一般質問（永安 文男 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書順に発言を許可します。一問一答方式により、7番、永安文男議員の
発言を許可します。

7番。

7 番（永安 文男 君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて質問をいたします。

質問事項の1項目、佐々町の持続可能なまちづくりを進めるSDGsの取り組みについてで
ありますが、佐々町のよりよいまちづくり、地域づくりの方向性を示す第7次佐々町総合計画
において、今後5年間の施策の方向性をとりまとめた第2期佐々町まち・ひと・しごと創生総
合戦略が策定されています。その中で、SDGsを原動力とした地方創生を推進していくとさ
れています。4つの基本目標で17のSDGsのゴール（目標）が設定されていますが、何を目

指して取り組んでいくのかお伺いします。

佐々町の将来像の実現に向けた7つの基本目標を達成するため、戦略目標によって目指す姿が、それぞれ項目ごとに対策と事業として掲げられております。佐々町の総合計画と17の目標の関係として、スケールは違うがその目指すべき方向性は同様であるとして、総合計画と総合戦略の推進を図ることでSDG sの目標達成に資するものとされています。

佐々町として、SDG sとして何をすべきかが分かりません。総合戦略の一つ一つの事業を完成することでSDG sのゴールに到達するということですか。これはこれとして分かる感はあるんですが、佐々町として何をやるのかのアピールを、何をもちまづくりをするのかという構築をすべきではないかと考えますが、町長のお考えをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

SDG sの持続可能な開発目標というのが2015年9月に国連のサミットにおいて採択されたということで、2030年を期限としまして、17の開発目標と、それから貧困、飢餓、健康、福祉、教育、環境対策など多くの分野で国際社会の課題としまして取り組まれておまして、2030年までに誰一人取り残さない社会の実現を目指すとされているところでございます。

SDG sにおいて掲げられました社会的な課題というのは、本町にも同様な課題があると考えております。それらの課題解決を目指すなかで本町の施策を展開していくという、このSDG sの達成に向かっていくのではないかと、同じではないかということで認識をしているわけでございます。

第7次総合計画及びそれから第2期の総合戦略において策定いたしました基本目標、それから戦略目標、SDG sとのゴールを関連づけまして総合計画及び総合戦略を推進していくことでSDG sの目標達成にも関わってくるのではないかと、向かっていくのではないかと考えておりますので、そういうことで掲げているわけでございます。

一例をあげれば、子育て世代への負担の軽減事業とか、それから健康の推進事業などがSDG sの目標に掲げられました全ての人々の健康的な生活を確保しながら、福祉を推進するということにつながりますし、また、さざっ子の学力アップ事業や、それから生涯現役の講座の授業など、SDG sにおける全ての人に質の高い教育を確保しながら、生涯学習教育の機会を推進するということにもつながるものと考えております。

また、既に実施しております生ごみ処理の生ごみの処理機の購入補助とか、それから資源ごみの回収補助など、ごみの減量化とか、資源化などの推進を行っている、これも該当するのではないかと考えています。

これらのいろんなことからSDG sと特化した新たな施策というのはできておりませんが、全体的に総合計画の中で、また総合戦略に向けて掲げているこの施策というのが、着実に遂行していくということによりまして、持続可能な社会の実現に向けて、SDG sの達成に向けた取組みに、推進に同じくなるのではないかと考えておまして、そういう取組みをあげたわけでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

先ほど町長がSDG sに特化した新たな施策というのはまだできていないというお話でし

たけど、私の考えとちょっと違うところは、その施策は施策として、当然、総合計画の中ではSDGsとかいう話の前に、当然、総合計画なり町のまちづくりの施策というのは出てくるものというふうに考えておまして、SDGsについてはそれぞれ、その目標達成にいく、佐々町として取り組む、特化した取組みが何か出てくるのかなというふうに考えておったものですから、今、町長が言われたそれぞれにそれぞれの施策を完成することで、SDGsに佐々町としては向かっていくんだというお話でございましたので、そういうふうに考えていきたいというふうに思います。

しかしながら、現在各地でSDGsの取組みというのが広がっている状況にあるわけですが、岐阜県では身近な川で自然再生に取り組んだりしていると、それから自然エネルギーを推進する地域は、その分をどんどんアピール体制をとっているとか、それから海岸のプラスチックごみの収集とか、いろんなそれぞれのまちづくりでそれぞれの特徴を持ったやり方をやっているというふうな話も伺いますので。それからまた、経済界や金融機関などの連携した取組みなどもいろいろ活発化されているというような情報でございますので、それから個人でもできることから始めましょうというような取組みで、いろいろとSDGsというようなことで、どんどんそのような気運が盛り上がっているというような状況ですので、展開されている中で、佐々町としてどういうふうなやり方、そして町民にどのようにアピールしてそういうふうなものをやっていくかというようなことで考えているわけですが、SDGsに関して住民の周知が必要じゃないかというふうに思いますので、そこら辺は国が3年ぐらい前から言っておりますSDGsの未来都市とか、モデル事業の採択というのを行ってありますけれども、そういうのを町として何かをやるというようなお考えがあるのかどうかをお尋ねして、それから町全体の住民への周知関係もどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

SDGsは県のほうも総合計画の中で多分うたっていると思います。やはりこれの中でいろいろな佐々町としましても、どういう取組みをするのかということが、特化した取組みというのが、今、永安議員がおっしゃったように各地で清掃作業とか海岸のごみ拾いとか、特化したことをやってSDGsに貢献するんだというお話でありますけど、もちろんこれもSDGsに入るわけでございますけど、町としましてもいろいろなこの計画を今立てていますので、その中でこれもSDGsに貢献するんじゃないかということで、いろんな環境面とかそういうことも日々やりながら、SDGsの達成、目標達成にも貢献するんじゃないかということで、今回、総合計画にもそれを上げているわけでございます。

もちろん住民の方にも我々としましては周知が大変必要だということは承知しているわけでございます。やはり自治体とかそれから民間企業の取組みをさらに住民の一人一人の行動が求められているんじゃないかということは我々も認識していますので、SDGsの取組みが深まるということが、やはりこの持続可能な社会を、誰一人取り残さない社会をつくるということが目標でございますので、そういうことを住民の方にもいろんな、また広報紙とかいろんな媒体を使いながら、取組みに向けての深まりをやはり周知していかなければならないんじゃないかと我々は考えているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

住民に対して広報とかでその取組みを周知するというようなことでしたので、よろしく願いしたいと思います。

それから、SDGsの最後になりますけれども、SDGsに関する専門部署の創設や職員研修を行うというような考えはないのか伺っておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

SDGsに関する専門部署ということで、総合計画とか総合戦略を実行していくなかで、あるいは通常の業務の中で、町の組織内においてSDGsの理念というのをやはり共有しなければならないということは考えておりますし、やはり取組みをそういう方向性で進めていかなければならないと、職員の方々にもそういうことを認識していただくということは大変重要でありまして、町民の方にもそういうことで認識をしていただきたいと。

専門部署につきましては、職員研修等を通じながら、やはり質の高い行政というサービスの提供ということとか、それから効率的な業務を遂行するということで、職員の育成などというのはもちろんそういうSDGsの中でやっていかなければならないと思っておりますし、やはり職員一人一人がこれまで以上にSDGsの理念といいますか、そういうのをよく認識することができるよう、やはり今、永安議員がおっしゃったようなそういう研修をやっていかなければならないのではないかと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

研修等の計画、対応ということで、理念の共有を図るという町長の回答でございますので、そういうふうな方向で気運を盛り上げてやっていければということでお願いしたいと思っております。

それでは、次の項目にいきたいと思います。

2の教育行政についてでございますが、教育長が教育委員会の代表者であるということから、そのリーダーシップが問われてくるものでありますが、1期目の教育長就任の折、教育の目的は人格の完成を目指すことで生きる力を育む、教育の考えとして人の成長する力を引き出し伸ばしていくことが大事というふうに言われました。今回、3期目として、今後の取組み、抱負をお聞かせいただければと思います。お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

今、議員が御指摘頂きました1期目の思いは現在も同じでございます。微力ながら、9月議会で承認を頂き、3期目を務めさせていただくということになりましたが、抱負を端的に述べるということは非常に難しいことでございますが、3期目にあたって、日頃、私が思っている教育の在り方についての所感を少し述べさせていただければなというふうに思っております。

私は、教育には基本的に大切にしなければならない2つの側面があるというふうに思ってお

ります。1つは世の中がどのように変わっても変わってはいけないものです。道徳心、規範意識、基礎学力、大人の学びの場の確保などといったことをございます。そして、今、3期目を迎えるにあたって問われているのが、変わっていく世の中に対応する教育ではないかなというふうに思っているところをございます。急速に進歩する科学技術や地球環境、問題等の予想が難しい新しい時代が始まろうとするときにはなかるうかなというふうに思っております。教育のICT化や、教え覚えさせる授業から自ら学ぶ授業への転換等の改善が必要であらうというふうに思っているところをございます。

ここ数年でGIGAスクール構想等により、学校教育が大きく変わっていくというふうに考えております。適切に学校と連携しながら対応していきたいというふうに思っております。

社会教育も手法の多様化の中で変わっていくだろうというふうに思っているところです。

地道であっても一歩ずつ変えてはいけないことは大切にしながら、変えるべきことは変えていきたい、進化させていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。1期目と同じ考え方を踏襲しながら、そして今、ICTとかGIGAスクール関係が出てくる時代の流れに沿って教育のリーダーシップを取っていくというお話でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次に掲げております教育委員会自己点検・評価報告の内容確認ということで、質問の要旨に書いておりますけれども、その内容確認に移っていききたいと思います。

教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指し、教育水準の向上に努めることを目的としたのが学校評価制度であり、これに基づいて施策や事務事業の取組状況を自ら点検、評価することで信頼される教育行政を推進するというので、自己点検・評価報告書があるわけですが、活動指標、成果指標に基づく総括を、個別的に内容の確認をしながら教育長のほうからお願ひしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育 長（黒川 雅孝 君）

教育委員会の自己評価報告書の内容確認ということで、総括的な部分でございますけれども、本町の教育委員会自己評価・点検評価報告書は教育振興基本計画に示した各分野の施策の達成度を数値化して進捗管理を行おうという側面も持った評価でございます。

評価を活動や取組みの状況4段階で評価する活動指標、これはぜひともやらなければならない項目でございます。そして、その結果がどうであったかという目標に対する到達度である成果指標の2つの指標で行っているのが特徴でございます。

令和2年度については、現在作成中で少し遅れておることをおわびしたいと思いますが、現在公表している令和元年度教育委員会自己点検評価では、活動指標は100%、成果指標が94.5%がおおむね達成ということになっております。

なお、成果指標で59%以下が達成であった項目については、個別的に評価委員会、または教育委員会等で対応等を考えているところをございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

その自己評価の関係で総括の部分と、それから個別にこういうふうにならなくてずっとABC評価で書いてある部分で、この中で達成数値が低いのあるわけですけども、このICTを通して取り組むことができる児童生徒の割合、理解の度合いの問題だと思うんですけど、それとか先ほどお話しされたかと思うんですけど、なかなか20%ぐらいで学校図書関係の部分が入っているんですけども、これが20%ぐらいで低いとか、それからあと80%とか、いろいろ77%とか数値がなかなか達成が低い部分がありますので、その部分に対してどういうふうにならなくて今後対応していかれるかということと、それから、あと総括のほうでA、Bで活動指標は100%ということとは分かるんですけども、この成果指標でA、B、C、Dでの4段階の中でAがあって、Bが4.1ということで合わせて94.5%ということで、あとこれの裏に到達していない6%ばかりのその分の取りこぼしあたり、それをどういうふうにならなくて拾い上げていくかというのが大きな問題ではないかというふうにならなくて思いますので、そういう意味でお尋ねをしたわけでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

確かに先ほども少し申し述べましたけれど、成果指標で59%以下の達成であった項目については、やはり対策を立てていかなければならないというふうにならなくて思っております。

個別的に申しますと、県学力調査、英語で6割以上理解している生徒の割合というのが未達成でございました。これについては、積年の課題ということで、小学校の英語、専科がおりますので、小中の連携並びに県から講師を招へいして研究授業を行う等の改善をここ数年行ってまいりました。その成果の一端だとは思いますが、本年度は県学力調査で県平均を上回るというような良好な改善の兆しが見えたのではないかなというふうにならなくて思っております。

先ほど申しましたICTの活用等も含めて、英語の授業については今後、さらに改善に努めていきたいなというふうにならなくて思っております。

それから、学校図書館の児童生徒1人当たりの貸出冊数について、小学校はほぼ達成しておりますが、中学校について目標値を大きく下回るというような現実がございます。改善について指導を行っており、徐々に改善はしているということでございますけれど、まだまだという気もいたします。今年度はちょっとコロナの影響等で講師を呼ぶことができませんでした。来年度、司書教諭等の先進校・先進地視察、また県教委のほうに講師派遣という事業がございますので、実際に現地、佐々中学校のほうに講師をお招きして具体的な指導を受けるというようなことも検討したいと考えているところでございます。

それから、スポーツイベントの参加者数については、これは本当にもう断腸の思いでございますけれど、新型コロナウイルス感染症予防のためジョギングフェスティバルを中止にしたということによる未達成でございます。

地域交流センターの利用者数については、やはり目標値が建設当初の目標として高過ぎたのではないかという反省を持っているところでございます。

現在、第3期の教育振興計画、これを作成中でございます。これに連動して教育委員会自己点検評価も変更しますけれど、活動指標と成果指標について、点検していくという形は踏襲していきたいと思っておりますし、第3期の振興計画の中に私どもの教育施策の具体、また学校社会教育等の取組みについて書いておるところでございます。以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

佐々町教育基本計画のこの3期を今、作成中だというお話でございますので、やはり今それぞれにずっと個別的なことを載せていただいたんですけども、やはり学校図書館の貸出冊数が20%というのはやはりちょっと、私も図書館の経験上、これは問題があるんじゃないかというふうに思いましたんで。何が原因かっていうたら、やっぱり選書の検討の問題が一番原因じゃないかと。やっぱり子どもたちが本当に興味がある、読みたい本を選んであるのかなというふうに、どういう観点からそういうふうに変書されているのかがちょっと分からないものですから、やはり数字として現れている部分は、やはりそれだけ少ないということは、子どもが興味を示していないという結果だと思いますので、その辺についてはやはり生徒が興味を持つような本をそろえると、必要があるんじゃないかと思うので、達成の向上を図っていただきたいというふうに思います。

次に、この中にも、その評価のほうに書いてあるんですけども、いじめと不登校の対策というようなことで、これを現在の状況とそれから教育委員会及び総合教育会議等での対応というのがどういうふうにされておるかということをお尋ねしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

いじめと不登校についてのお尋ねでございますが、まずいじめのほうからでございます。

いじめの対策は、教育委員会が作成した、いじめ防止基本方針を基に各学校が基本方針を作成して、それに従った対応を行っております。さらに実行性を高めるために、毎月いじめの発生状況を教育委員会に報告し、これは発生したという報告でございます。報告し、毎月行います校長研修会で説明を受けているところです。

現在10月までの集計で小中学校合わせて35件の報告を受けておりますが、一旦の解消は100%ということで、また重大な事案として総合教育会議に図る事案は今のところ発生はしておりません。

いじめの対応については、日頃の観察に加えて毎月全校児童生徒にアンケートを行って、子どもの状況を確認しているところでございます。いじめが分かった場合は事実の確認、保護者への連絡、いじめられた子どものケアや支援等の気持ちに寄り添った対応をするとともに、いじめた子どもには自らの行為の反省を自覚させる指導を行い、謝罪、一応の和解を行っているところでございます。一応と言いますのは、早急に対応して一応和解をする。そのあと、私どものやり方としては、3か月間は経過を慎重に観察したり面談を行っていく。そこで完全解消、心の根っこには残るかもしれませんが、一応その事案については解消、3か月間の経過を見るというような対応をしているところでございます。

また、毎週開催する校内のいじめ対策委員会等において、情報の共有を行ったりしておるわけですが、最近気になっているのがSNSなどによる見えない箇所でのいじめ、また重大事案の発生のおそれは常にあると考えております。

今後とも学校と危機意識を共有しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

不登校については、不登校になる前の予兆の段階での対応が重要であるという考えから、集団への所属性を中心に客観的に分析するQ-Uという心理検査を平成27年度から導入いたしま

した。その結果、平成28年度からは中学においては2%台で推移をしており、県や全国の3%台から比べると低い割合でございました。

しかし、令和2年度4.7%と県平均の4.3%を上回る状況が出てまいりました。この原因は一概には言えませんが、Q-Uによる集団への所属性以外の、本人や家庭における心の内面的な課題が多くなったのかもしれないというふうに思っているところでございます。

今月20日に、いじめ不登校対策委員会を開催いたしますけれども、そこでも傾向についての意見交換を行いたいと思っているところであります。

これらの問題解決には、相談活動の充実が大切だというふうに思っているところでございますが、現在、タブレット端末を活用して学校や友人とのつながりをつくることで本人を元気づけ、登校の意欲を高めることができるのではないかということを検討させているところでございます。

町長が招集する教育総合会議では、現在までその協議・調整事項の一つである児童生徒の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置となる事項についての緊急の開催を行ったことはございませんが、児童生徒の問題であったり、またコロナ対策であったりということについては、町長に逐次報告をし、各課とも連携して対応をしているところでございます。

なお、教育総合会議では、教育の諸条件の整備のためについて協議を行うとともに、いじめ、不登校や教育委員会自己点検・評価の結果等から課題になったことについて協議を行い、本町の教育行政の方向性を共有しているところでございます。

今後とも、いじめ、不登校の問題については、常に大きな問題が発生する可能性があるという認識を持って、学校と情報を共有しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。このいじめの問題については、やはりもう重要な問題として、この前から北海道旭川市でのいじめを受けた疑いのある中学生が凍死したという問題とか、それから愛知県の弥富市の中学3年生の男の子が刺されたというような事件等がありまして、それがアンケートではいじめを受けていたというのが、あともって分かったという報道でございましたので。やはりそういうふうにいじめが起因として大事件となる要素が多いということで、今、先生のほうから予兆を早く察知して対応をするというようなこととお話がありましたけれども、このいじめ問題について、先ほどお話がありました防止基本方針を策定して取り組んでおられるということで、加害者と被害者っていう言葉が、それで適当なのかどうか分かりませんが、加害者、被害者の親御さんがやっぱり学校に呼ばれて、苦痛なそういうふうな、いろんな大変な悩みをされたというような話も伺って、心情に対する慎重な教育的配慮といえますか、もう大変な思いをされておったという話を伺ったときに、どちらもやっぱりつらい思いをされたんだろうなというふうに思いますので、その辺がやはり対応の仕方というのが一番重要なことと思いますので、今、個別的事は言えませんが、御承知のことと思いますので、その辺のフォローをですね、3か月間観察期間があるというふうなお話でしたけれども、それを学校との連携をもって対応されるということですので、やはり十分注意して、私も教育に詳しくない議員がいろいろそういうことを言うのは大変失礼なこととは思いますが、よろしく、そういうふうな、佐々町の教育をすばらしいものにしていくために御尽力していただきますようお願いしたいと思います。

それから、不登校の問題については、さきにお話がされましたので、やっぱり文科省の調査

で小中学生の不登校が過去最多になったという記事も出ておりましたので、その辺で本町の実態がどうなのかということをやっと詳しくお伺いしたいなと思っただけですけども、その辺、現実にこれもデリケートな問題ですので、割愛されても構いませんけれども、その対応をやはり。今、昔、オアシスというのが資料館のほうにあったんですけども、社協の2階のほうでいろいろと福祉関係のほうでの対応もあると思うんですけども、その辺なさって、始まったばかりの状況というふうなことを聞いておりますけれども、福祉課長のほうが詳しいかも分かりませんが、そういうふうな中で教育委員会との関係、連携、そういうのがどういうふうにされているのかということをお尋ねを、関わりをどういうふうに対応されているかということをお尋ねしたいと思いますけれども。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のように、いじめの場合は被害、加害とも両方とも自校の児童生徒ということで、対応に非常に苦慮する場合がございます。ですから、対応が、学校がまずかったという事案も皆無ではございません。そういうことについては指導していきたいし、また事実関係をしっかり確認して対応しないと誤解を生むということも、指導をこの前行ったところでございます。

それから、福祉関係の、ちょっと申し訳ないです「なごみ」と言いましたかね、名前を。不登校とかひきこもりの方々の居場所として、民生委員さんたちを中心に、たしか週に1回でしたかね、開催していただいております。

連携といいますか、チラシを配って学校のほうではお知らせをしたところですし、また、そういう傾向の子については、ここに行ってみねえというような話を学校のほうではしているところでございます。

この前ちょっと関係者の方とお話をしましたが、何人かはやはりそこに行っていると。率直に申しまして、おじいちゃん、おばあちゃんとは非常に話しやすいんじゃないかなど。そのことで心の癒やしといいますか、活動の意欲といいますか、そういう人との関わりの中で救われる部分というのは非常に助かるなというふうに感謝をしているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

すいません、急遽こういう話をさせてもらって申し訳ございませんでした。一応以前からのオアシスがどこに行ったのかというのは、以前からもう話があつておつたんですけども、そういうふうな体制がとれるのかなともう常々ちょっと思っただけですから、それでいい機会でも、そういうふうな社協の2階のほうで、そういう対応を民生委員さんたちの御尽力でなされているという状況ですので。「佐々っ子」あたりにも来てくださいというような記事が載つてつたつていうかありますんでそういうことを、それで、今の話で学校のほうにもそういうふうな周知、お知らせをしたりしたということですので、やはり子どもたちは経験あるお年寄り、高齢者の方たちと接することで、癒やしというか気分的にリラックスした気分になるのかなというふうに思いますんで、その辺の関係を教育委員会のほうからも後ろ盾をよろしくしていただければと思います。

それでは、次に、3項目の交通安全対策のほうに入らせていただきます。

第7次の佐々町総合計画では、交通事故から町民を守るとして、交通安全対策の推進の中、交通事故発生危険箇所等への歩道、児童通学路の安全整備、それからガードレール、カーブミラーの設置など、交通安全設備を整備しますと書いてございます。

それから、県の総合計画チャレンジ2020にも交通安全対策の推進として、交通事故のない安全で住みやすい社会の実現を目指し、市町はじめ関係機関、団体等と緊密に連携しながら交通安全運動、交通安全教育、交通指導取締り、交通安全施設の整備等の総合的な交通安全対策を推進しますと、県の総合計画のほうに書いてございます。

町民の安全な通行を確保するためには、交通安全施設は大切なものであるというふうに思いますので、そこで町内のカーブミラーの設置の申請状況と既存カーブミラーの点検状況はどんなものかお尋ねをしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

カーブミラーの設置状況につきましては、平成30年に設置箇所とそれから劣化状況も調査したわけでございますけど、現在500基のカーブミラーというのが設置されているところでございます。

カーブミラーは建物とか、それから壁などによって直接の目視が困難な場所に見通しが悪い交差点などで、自動車の運転手の目視を補助するために安全の施設でございますけど、カーブミラーを過信するというはなかなか難しいわけでございますけど、一時停止とか、それから出会い頭の事故などの事例もありますので、やはり交通の安全整備には確認をよくしていただけばと思っています。

カーブミラーの新設とか修繕、今お話がありましたように原則町内会長さんを通じながら、町としまして地域の住民の皆様方の要望により申請を行っていただいているところでございまして、カーブミラーの新設につきましては、設置基準を明確にしながら取扱いを統一するために、平成29年に佐々町の道路反射鏡の設置基準というのを定めておりまして、この設置基準に基づいて町内会長さんにも配布をしておりますので、設置基準を図りながら現地の状況を確認しながら、必要な箇所については十分判断しながらやっているところでございます。

それから、修繕につきましても、住民の皆さんからの要望とか職員の外回り等の気づいたところには修理をやっているということでございまして、永安議員がおっしゃるとおり、交通安全施設の点検にはやはり安全なまちづくりというのが必要なことでございますので、やはり定期的に巡回が必要だと認識をしておりますし、職員のマンパワーというのなかなか、回るのは全部限界があるわけでございますので、やはり住民協働のICTというのを活用しながら、道路の情報システムというのを何らかの方策で研究しながら導入できないかということで考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

カーブミラーの点検関係って、佐々町を一回りすればそんな時間はかからない状況で、私もずっと時々見て回るんですけども、鏡面、ガラス面にコケが、以前28年に一般質問を同じようにしたとき、このカーブミラーに対してはこういう状況ですよというお話をした経緯があるんですけども、そのコケが、あれからまた増えたのかどうか分かりませんが。

それからあと、木々が茂って見えないというところも見受けられましたので、そういう部分もやっぱり現場に行ったり何かしたときに、先ほど町長が言われたように、人員が不足する部分に対しては無理なことは言えませんが、現場に行った帰りとか、そういうことを気が付けていただければ対応可能と思いますので、よろしくをお願いします。

いろいろとそういうふうなカーブミラーについては箇所数が以前ですね、500いくらって、いうふうに記憶しているんですけども、1回道路台帳を整備するときに、結局、ずっと落とし込みをやってくというお約束をされておったんですけども、その辺はどういうふうになったのかというふうに思いますけれども、それがどうだこうだということはありませんけれども、やはり、その管理をする面では、やはり所在の確認をしっかりとしておく必要があるんじゃないかと思いますので、その辺、総務課長、どんなでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

カーブミラーの点検状況ということでちょっとお話しさせていただきますと、先ほど町長が言いましたように大体500箇所ございます。町内500箇所ございますけど、道路台帳はあくまでも町道の道路台帳となっておりますので、町道以外に設置されているカーブミラーというの結構ございまして、現在、道路台帳に掲載されているカーブミラーについては、GISシステムに落としとしておりまして、それが大体280箇所落としとしております。ですから、あと220か所ぐらいは町道以外にあって、町道の道路台帳に落とせない箇所があったということでございます。

大体、30年の6月から9月、町内全域を調査しているんですけど、まだ調査自体は、大茂とか迎木場とか、ちょっと山間部ですね、それとか農道等につきましては、ちょっとまだ調査が終わっていないところがございます。大体9割ほど終わっているのかなということで考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

分かりました。今おっしゃった山間部関係で枝木がかぶっているというところが見受けられましたので、その分で、機会あるときにそういうふうにチェックをしていただければというふうに思います。

それでは、次に横断歩道の安全点検ということで、横断歩道の白線が消えているところが、かなりあるというふうに私のほうで結果としてですね。そして、それぞれ北部から行くと、どこどこってということについては、ナフコのところとか、中学校横の、そういうふうにはずっと見ていけばですね、国道、それから、中央海岸線の駅前線と国道との接合のカラー舗装のところとか、いろいろずっと見ていけばあるですよ。だから、これはあとでまた担当と一緒に、私が見た範囲のところはお知らせをしようと思っておりますので。

やはり、これはそれぞれ道路管理者、県道は県とか、国道も県が管理するからですね、その辺とか、公安委員会に対応しなきゃいけないという話も伺っておりますので、その辺についてもやはり安全点検後にですね、したあとにでも道路管理者対応をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、個別の問題に入りますけれども、四ツ井樋踏切横、以前コカ・コーラのグラウンド跡

を住宅に整備されたところが、交通が煩雑になるから、あそこあたりは十分注意をしていただきたいという申入れをして、そして、いろいろ対策を講じていただいて、やはり子どもの通学路関係で、あそこの若い人たちが宅地造成して入られた方が多いものですから、あそこのちょうど横断歩道は、1回申入れを、段々のかまぼこの、美渡世越のすべり止めのようなことでもいいからそういうのができないかというお話はさせていただいたんですけども、あそこがどうしても民生委員さんとか見守りで立っておられるんですけども、その辺で、上から来る車が相当スピードで、やはり下りてくるということで、その辺の対応、対策あたりも再度ですね。センターラインの線は引いていただいた経緯があるんですけども、なかなか車で運転していく人は意識がないというか、やはり少しは改善されたと思うんですけども、再度確認された中で安全を対応できるようにお願いしたいなというふうに思います。

それからもう一つ、通学路関係にするわけですけども、通告のときには話してないかもしれませんが、あそこの赤崎線の口石小学校から四ツ井樋のほうに、今言う佐世保鹿町線の取付け部分の、どうしてもあそこが坂になって、出入りとか待機車両の対応が困るというようなことで、あそこに交通安全で私も立たせてもらったときあたりは、かなり入り込んで、なかなかいろんなトラブルが発生しておるという状況で、同僚議員もそういうふうな質問をされて、お願いごとで一般質問をされた経緯もありますので、ここの部分は何とかできればというふうに思いますので、その辺の対応策が、考えがあられば、町長、担当課長からでもお願いできればと思いますので。

きのう、何かそういう話はちょっとされたとは記憶しているんですけども、よろしいですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課参事。

建設課参事（山村 輝明 君）

今、御質問の四ツ井樋踏切横の横断歩道のスピードの緩和対応につきましては、平成29年度に路面に区画線をする減速を施す表示を行っているところでございます。

そして、またことし、佐々町通学路安全推進会議におきまして、その点検を行いまして、今度は、それでもまだ問題があるということで、今度は路面に減速を施す表示を行うこととしております。

それと、もう1点の赤崎線から県道に出るところの拡幅の件だと思いますけれども、その件につきましては、当該箇所は四ツ井樋・水道町内会の児童の通学路となっておりまして、登校時には信号待ちの駐車車両と近接して危険であることで、まずその対策として、ポストコーンをして安全対策を行った次第でありますけれども、その影響で今度は交差点の車両の離合が危険であるということの話があっておりました。幸い、木場川のほうには家屋が建っていない区間がありますので、今その用地の方に協力が可能かということで交渉をしているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。そういうことで、対策が現実化すれば大変危険回避になると思いますので、どうぞ頑張って現実化していただくようによろしくお願いいたします。

それから最後になりますけれども、県道佐世保鹿町線の小浦駅前の横断歩道、あそこで人身

事故が発生したことは皆様方御承知のことと思います。夜間の事故で、やはり見にくいというものもありまして、「広報さざ」でも夜間の交通安全ということで、これらも結構一面入れて周知をされておりますけれども、やはり、あそこは小浦駅に行ったりとか、サンビレッジに行ったりする人あたりの横断歩道を利用する人が多いという状況にあるんですけれども、そこで人身事故はもう2回あっているんですよね。それで、そういう状況の中で、これは県道ですので、県と公安委員会関係を、お骨折りを町長からでも、町からでもしていただけなければいかんこととは思いますが、やはりそういうふうな押しボタン式の信号を付けるというような検討をお願いできないかなというふうに話をしておるんですけれども、その辺のことで、その時期になればまた御相談をしたいというふうに思いますので。

どうしてもあそこが直線で車が飛ばすもんですから、ましてや小浦駅というようなことで、やはり松浦鉄道を利用する人はあそこを通らなきゃいけないと、そこを横断歩道だからって安心して通っているときに、そういうふうに事故に遭うというようなことがあってはならないというふうに思いますので、この辺の押しボタン式の信号機の設置をお願いしたいということを申し上げて、どうぞ御尽力をいただきますようお願いをしまして、終わりたいと思います。

いろいろとお願いごとで申し訳ございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、7番、永安文男議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（10時57分 休憩）

（11時06分 再開）

— 日程第2 一般質問（川副 剛 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
一問一答方式により、2番、川副剛議員の発言を許可します。
2番。

2 番（川副 剛 君）

2番、川副剛です。議長より許可をいただきましたので、質問通告順に従いまして質問させていただきます。

先日の新聞及び国勢調査で、長崎県の人口についてデータが出ました。長崎県全体で5年間で6万人減少している中、人口が増加していた市町村は大村市と佐々町だけでありました。

佐々町においては、15歳未満の割合がトップでした。子育て世帯が転入している、若しくは子どもが育てやすい環境にあると思われまます。このようなすばらしい結果が出たということは、高速道路ができ、アクセスがよくなったという要素もありますが、町長はじめ執行部、また職員の皆様、日頃より町政に尽力されている成果の表れだと思えます。今後とも気を引き締めて、より頑張っていただけをお願い申し上げます。

佐々町は、「暮らしたいちばん！住むならさざ」というスローガンを掲げておられます。より人口増加、定住促進を目指し、住みやすいまちづくりについて、生活の足元を見直すべきだと考え、ふだんの生活に必要な身近なものについて質問させていただきます。

まず、カーブミラーの設置状況についてお尋ねします。

先ほど永安議員が質問された部分については、繰り返しのなりますので割愛させていただきます。

カーブミラーが見にくい、鏡面がへこんでいる、裏側がさびている、設置してほしい場所がないなどの声が多々聞かれます。先ほどの質問になかったカーブミラーの基準、それと町内会からの要望がきているかどうかをお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

カーブミラーの設置基準につきましては、道路の反射鏡設置基準ということで定められて、ちょっとすいません、具体的な資料がちょっと手持ちに持っていませんのでお答えできない部分がございますけど、そのような形で整理させていただいております。

また、カーブミラーの要望につきましては、町内会長を通じて要求していただくということで、町内会長会でございますので、その時に大体資料等をお配りして、設置基準も内容も御説明した中で整理をさせていただいているというところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

町内会としては、要望が多分いっているはずだと思うんですけども、それに対する対処は迅速にしていってやるのかどうかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

町内会からの要望につきましては、予算等の絡みがございますので、基本的には要望をされた年の次の年に予算要求をして、予算措置をしてやっていくという形になるかと思っております。

ただ、例えばカーブミラーを取り替えるだけとかいう部分につきましては、カーブミラーを買って職員で取り替えるという部分もたまにはございますが、基本的には業者に依頼するという形になっております。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

特に今の寒い季節よく聞くのが、朝の通勤時間、カーブミラーが朝露で曇って見えない、道路に半分ぐらい車体を出さないと目視で確認できない所もあり、大変怖いとの声も聞こえております。冬の見えないカーブミラーについて対策を考えておられるのかお聞きしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

曇らない、曇りにくいカーブミラーというのがあるということをお聞きしております。今後はそういう部分の曇らない機能があるカーブミラー導入についてちょっと研究していきたいと考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

私も調べたんですけれども、冬でもカーブミラーがあります。日中蓄えた熱エネルギーで早朝、鏡面温度を高くして曇りを防ぎ、霜や露を寄せつけない安全・安心なカーブミラーもあります。もちろん電池、電気も要りません。こういうのを取り入れて、町内の町民の声を聞いて、事故が起きないようにスピーディーに対応していただきたいと思います。

次の質問にまいります。小規模公園についてお尋ねします。

小規模公園、大変狭く老朽化してさびが目立つ遊具がぽつんとあるような公園を見かけますが、そういう公園は町内に幾つあるのか。そして、管理は行き届いているのか教えていただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

町内の公園ということでお話がありました。佐々町には皿山公園とか千本公園をはじめ大きな所が11か所の都市公園、ほかに児童公園がちょっと何か所あるかにつきましては担当のほうから答えさせたいと思いますけど、児童公園とか、それから宅地開発の時につくられた公園というのもありますので、小規模公園が多数ございます。

そういうことで、数についてはあとでお知らせしたいと思いますが、都市公園については長寿命化計画の中で、いろんな国庫補助を活用しながら施設をつくっているところでございますけど、やはり小規模な公園といいますか、そういう遊具のみっていうのが、公園もありますし、いろんな所で老朽化が進んでいる所もたくさんあるわけでございます。やはりこれについても、やはり町としましても、いろんなことを利用しやすいような、住民の方が利用しやすいような仕組みを考えながらやっていかなきゃならないと。

それから、補助事業が採択される公園については、補助事業なり、できるだけ使いながら、やはり利用者のニーズに応えた公園というのをつくらなければならないと、修理していかなければならないと思っておりますので、全体的な、たくさんあるもんですから、予算等が伴うものですので、少しずつでもやはりやっていって、それから公園の施設の維持管理には、やはり公園の愛護団体という、そういう方もいらっしゃいますので、御協力いただきながら、やはり町として、やはりそういうことを、維持管理に努めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課参事。

建設課参事（山村 輝明 君）

御質問の公園の数ですけれども、都市公園につきましては、さっき町長が述べましたように

11公園ですけれども、その他の公園といたしまして16公園がございます。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

管理。管理はどのようにされておるか。
建設課参事。

建設課参事（山村 輝明 君）

管理につきましては、定期点検を行いまして、修繕等が必要な公園につきましては、修繕を行っております。もう使用して危ないような物につきましては使用禁止措置を講じているところがございます。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

車も毎日乗らないとエンジンが悪くなるように、遊具も日頃使わないと劣化します。そのタイミングで児童が使うと事故が起きるわけでありまして。でんでんパーク、皿山公園、来年は千本公園の遊具が新しくなり、三つの大きい公園ができるわけでありまして、いっそのこと、さびた遊具は撤去するという方向性も可能性もあるのかなと私は思います。若しくは、高齢者の方が夏場休憩できるように屋根付きのベンチを置くだとか、そういう使い道は考えてらっしゃらないのかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課参事。

建設課参事（山村 輝明 君）

今御質問のとおり、皿山公園は大体更新が終わっているところですが、ことしから千本公園をするような形になっております。

千本公園の中につきましてもトイレ等もありますので、その辺はトイレの洋式化や多目的トイレの設置を含むバリアフリー化や、駐車場の舗装・補修や区画の整備など、利用しやすい公園づくりをしていかなければいけないと考えております。

それ以外の公園は、今、地元の関係町内会長と今後遊具をどうしていくかということの協議をしているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

遊具の事故は、全国的にもたびたびニュースになっております。中途半端に安全な遊具は子どもたちもけがをしますし、よほど子どもたちが間違った遊びをする以外は、町もケースによっては管理責任を負う可能性も出てくるのではないかと思います。そういう点も考慮して検討をしていただきたいと思います。

次の質問にまいります。千本公園の遊具新設について。

来年、千本公園の遊具がリニューアルします。千本団地も人口が増え、家族で遊べる場所が増え、大変喜ばしいことで、私も楽しみにしております。

しかしながら、2か所あるトイレは老朽化し、和式しかなく、障害者用トイレ、多目的トイレもない状態です。駐車場から遊具までの障害者用のスロープがあるのに肝心のトイレはない。遊具だけ新しくするのではなく、総合的にリニューアルするべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。先ほどちょっと答弁がありましたけれども、詳しくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課参事。

建設課参事（山村 輝明 君）

すいません、先ほどの答弁と重複するところがあるかと思えますけれども、千本公園につきましては、今後、トイレの洋式化や多目的トイレを含むバリアフリー化と、それに関連した駐車場の補修や区画線の整備、照明設備のリニューアル化など、利用しやすい公園づくりをしていかなければと考えております。

しかしながら、国庫補助を受けての更新改修となりますので、対象は遊具や休憩所等のみの限定的であり、費用も多額にかかることとなりますので、具体的な事業は利用者数の変遷や地域ニーズ、費用対効果などを十分に勘案して計画していきたいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

トイレは2か所あるわけなんですけれども、2か所とも和式で老朽化しております。距離が離れていれば使用頻度も高いでしょうが、離れてもいないですし、1か所をもう少し離れた場所につくるだとか、とりあえずどちらかをスクラップして1か所にまとめ、障がい者用トイレ、洋式トイレに新設する案もあると思います。奥にある古い建物もありますし、近くにベンチが置いてある場所も日当たりがいい場所なのに草が生い茂って大変もったいない。総合的に考えていくべきだと思います。

千本公園は、大きいグラウンドもあり、スポーツ大会もあるわけですが、大会関係者から聞いたところ、イベントの時、違法駐車が増えて警察に苦情がいったしまった。スポーツ大会のイメージが悪くなるんじゃないかと懸念しておられました。

私が推察するに、駐車場のラインがきれいに引かれていないために無駄なスペースが多くなり、仕方なくはみ出したのではないかと考えられます。

千本公園には大きいグラウンドがあります。遊具を使われる方もいますし、グラウンドを使う方もいます。駐車場不足は容易に想像できます。駐車場のライン引きは検討してらっしゃいますでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど山村参事のほうから御答弁を申し上げたと思いますけど、やはり千本公園については

全体的な見直しといたしますか、そういうことをやらなきゃならないと思っていますし、先ほど申しましたように駐車場の舗装の改修とか何かも、区画もやらなければならないと考えておりますので、全体的にどういう方向性がいいのかっていうのは、まず計画を立てて、また皆さん方にもお示しをしながらやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

やはり使う人の視点に立って考えるべきだと思いますし、町外から来られる方もきれいな公園を見れば気配りが行き届いているな、佐々町は住みやすそうだなと感じれば移住のきっかけになるかもしれません。近くにいい公園もあります。田平公園です。私はたまに行きますが、トイレの位置、遊具など、全体的にもものすごくバランスがいいです。視察に行かれてもいいと思います。総合的に検討していただきたいと思います。

次の質問にまいります。防犯カメラの設置について。全国で子ども、高齢者が巻き込まれる事件が多発しております。面識のない者が住居に入り強盗したり、詐欺を働いたり、物騒な事件が増えております。犯罪の防止、事件の早期解決に貢献する防犯カメラを町内に設置することは考えていないのかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

現在は、町の施設におきましては、役場の庁舎とか、今、小中学校の施設に設置を行っております、やはり犯罪の抑止っていいですか、それから施設の安全管理を今図っているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、防犯カメラっていうのが犯罪防止、それから事件の早期解決にも有効な手段であると考えておりますが、現時点では施設カメラの効果検証を行っている段階ということになっておりまして、やはり防犯カメラの設置につきましては、やはり監視カメラからの懸念とかいろいろな、プライバシーの侵害とか、データの管理などがどうするのかっていう問題もあります。

やはり現時点ではなかなか増設っていうのは考えていないわけですが、やはり長崎県警も安全で安心な暮らしを、犯罪が起きにくい社会を目指す一環としまして、街灯の防犯カメラシステムを運用されているとお聞きしておりまして、やはり公共空間における犯罪の予防とか、被害の未然防止を目的としまして、佐々町においても28年には3台、それから令和3年には2台で計5台の街灯の防犯カメラが設置されているところでございます。

また、本町では御存じのとおり「佐々っ子応援団」の見守り活動とか、地域における防犯パトロールなどが行われているところでございますが、町ではこのような見守り活動の強化とか推進を図っていききたいと考えておりますので、そういうカメラの設置についても十分考えながらやっていききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

プライバシーの侵害とか、やはり町民の皆さんが懸念されるのは生活を監視されるのではないか、防犯カメラの設置によってふだんの生活が見られるのではないかという不安もあられると思いますですけど、ほかの自治体は、やはりそういうことに対処するためにガイドラインをやっぱり作っております。そして、防犯カメラは地区や自治体などで設置するときは、まずリアルタイムで見ることはなく、運用としてはふだんは映像を撮りだめしておき、犯罪が発生したときだけ警察や裁判所からの要請で映像提供することがほとんどであります。この辺もやはり理解をいただいて前向きに検討することが大事だと思います。

やはり都市部、人口が多い所では、車のドライバーやコンビニエンスストアが道路や人を録画したりと監視代わりになっている部分もあります。リレー方式で防犯カメラの画像をつなぎ合わせ事件を早期解決にできることもできますが、本町は車通りも少ない所もあり、不安視する箇所も多々あります。都市部ほどのカメラも設置できないでしょうが、町内会に全く無いのも情報共有の時代においていかがなものか。町内会に助成金を出している自治体もあります。助成金を含め防犯カメラの設置にバックアップする方向性、助成金について再度お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

助成金の設置の考えはということでございますけど、長崎市におきまして、令和3年度から自治会及び連合自治会に対して、防犯カメラの設置事業補助金を交付しておられるということは調査で分かっております。また、愛知県の一宮市も補助金制度を創設されているということを知っております。

しかしながら、全国的には補助金制度を導入している自治体というのは多くはないということも実態としてございます。

防犯カメラが犯罪防止や事件の早期解決に有効な手段であるとは考えております。今後の社会情勢や国県、近隣自治体の動向を注視して、今後の研究課題としたいということで考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

他自治体は、子どもや高齢者に長時間使える手のひらサイズのビーコン、簡単に申しますと発信器を持たせている自治体もあります。そのビーコンを持たせて電柱にビーコン受信機付き防犯カメラを設置して、子どもや徘徊する認知症高齢者の位置情報を保護者、近親者に知らせるところもあります。

防犯カメラもどんどん進化しております。子どもが長崎県内で増加し続けている佐々町は、いち早く取り入れるべきではないでしょうか。前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問にまいります。行政サービスへのAI・RPA導入について。

職員不足、マンパワー不足による住民サービスの低下が懸念されております。職員が日々の業務で精一杯でほかのことに手が回らない。今後、業務内容も時代と共に多様化し、団塊の世代における高齢者問題も避けては通れません。

高齢者問題においては、国民の人口の4人に1人が75歳以上になるという2025年問題に直面

し、独居老人のケアなど、職員の業務は確実に増えると推察されます。

職員不足、マンパワー不足についてどうお考えか。そして、どういった対策を考えておられるのか見解をお伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

職員不足、マンパワー不足につきましては、以前から議会においても御指摘いただいております。現在、職員の増員、それと組織体制の見直しについて、具体的な検討を進めているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

労働力不足の解決に他自治体も取り組んでいるのがA I、人工知能であります。将棋の世界では1秒で80万手を考え、民間のホテルではホテルのフロント業務を行い、短時間での仕事ぶりは人手不足解消にも貢献します。

R P Aという業務自動化システムもあります。A I、R P Aなどを導入し、煩雑な業務の効率化を図り、職員が職員にしかできない価値ある業務に注力できるような環境づくりをすべきではないでしょうか。お考えをお示しいただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

まず、A I、R P Aの導入というお話でございます。

これは国のほうも、皆さん御存じだと思いますけど、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画という中で、国のほうが自治体のD Xを進めていこうという政策がございます。その中で進めていく政策の中のひとつで、自治体のA I、R P Aの利用推進という部分がございます。

そのほか全体的な御紹介をちょっとさせていただきますと、自治体情報システムの標準化、共通化ということで、住基とか税とか、それを全国自治体全部同じ標準化をしていきたいと思いますよというような話でございます。

それとマイナンバーカードの普及、皆さん御存じだと思いますけど、これを、マイナンバーカードを普及して全国民が到達すれば、そのマイナンバーカードで今回の給付金等、支給等も一斉にできたのではないかというような問題も言われております。あと、行政手続のオンライン化とか、そのほかテレワークの推進とか、セキュリティー対策の設定とかいう部分が、自治体のD Xの推進の計画概要ということで書いてございます。

その中のひとつがA I、R P Aの利用促進でございますけど、これにつきましては先進的にやっている自治体もございますので、その部分も含めながら研究したいと思っておりますし、町村会のほうでは、実は本年度から各担当課長で組織する会議がございまして、その中で本年度からD Xについて研究して、来年度から本格的にその研究を進めていこうという動きがござい

ますので、人口規模がちょうど大体同じぐらいになりますので、その辺の知見を生かしながら、うちのほうも取り組んでいかなければならないかなと思っておりますが、何分まずは職員数が少のうございますので、A IとかR P Aを進めるにあたっては、本来ならこの業務の棚卸作業というのが必要でございます。ただ単にそれを導入した時には確かに省力化ということが進められますけど、その導入するまでのいわゆる手間というのが非常にかかるということを知っておりますので、その辺も含めて無理のない形で研究をさせていただければということと考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

導入する以前の人員不足ということもあられると思っておりますが、前向きに研究していただきたいと思っております。

一応、他自治体の例をあげておきます。福島県の会津若松市、生活スタイルの働き方の多様化で、土日や夜間でも行政に問い合わせをしたいとの声があり、スマートフォンでA Iが対話形式に自動対応をした。その結果、24時間365日問い合わせが可能になった。そして、簡易的な問い合わせにはA Iが対応し、職員は対面が必要な方への時間をかけることができた。結果、市民アンケートで80%以上の方から好意的な反応があった。

私も実際見てみましたが、頭がマッシュルームヘアのマッシュくんというかわいいキャラクターが答えていました。各種証明書の案内、担当窓口の案内、子どもが急に発熱したときの休日の病院の案内まで、様々な対応をしてくれます。ほか、外国人観光客が多い自治体は、多言語の対応ができる人員確保は難しいということで、外国語に対応できるA Iが導入されたタッチパネルを設置したり、また、職員が利用するA Iもあります。

その自治体では、職員が持つ疑問に自動対応することができるA Iを導入し、業務効率化につなげた。職員数の減少や制度の複雑化による業務負担が増加傾向にあった。その中で財政部門、電算部門等は頻繁に問い合わせが寄せられるため、その対応にも多くの時間を費やさなければならなかった。そこでA Iを導入し、全体的な業務効率化を図り、その結果、対応時間を削減したり、判断の迅速化につなげたりと業務効率化の改善につなげることができたそうです。

その他たくさん自治体でA I、R P Aを導入し、業務自動化の効率化に成功しております。

いろいろと例を申し上げましたが、R P Aはともかく、A I導入については費用も高額なものもあり、導入は躊躇するかもしれませんが、やみくもに手を出すのではなく、他自体が成功している事例を参考にして、現場で活用できそうなものから取り入れていくことが必須ではないでしょうか。

1点、最後に町長にお尋ねしますが、今後、A Iなども含めた組織形態のバランスが必要になってくると思いますが、今現在、適材適所で職員のバランスの配置を考えておられるのかお聞きしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

もちろん私は人事異動するときには適材適所で異動、バランス、職員の配置をやっているわけでございます。

先ほど議員がおっしゃるとおり、やはりA Iを利用したもの、今は地方公共団体の業務に、

いわゆるこれは改革といいますか、改革になるのではないかと。やはりこれは、今後やはり政府のほうもこれを進めていくつもりでいるんじゃないかと思っていますし、本町としましてもそういうDXを進めていく環境づくりっていうのはやはり必要になってくるのではないかと思っていますので、その時には皆さん方にまたお願いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

やはり事務が得意な方もいらっしゃれば、アイデアが豊富な方もいらっしゃったり、話すのが得意な方もいらっしゃいます。適材適所の人員配置を検討していただきたいと思います。

やはり職員がいなければ行政サービスのレベルが下がってしまい、住民の満足度を上げることはできません。10年後には自治体の取組みいかんによっては、自治体間に相当な格差がつくであろうと言われております。これからも住みやすい佐々町を目指して頑張っていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、2番、川副剛議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（11時37分 休憩）

（11時39分 再開）

— 日程第2 一般質問（橋本 義雄 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
一問一答方式により、8番、橋本義雄議員の発言を許可します。

8 番（橋本 義雄 君）

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。

今回は、消防団運営について、水道課の深井戸の管理について、町道路線の認定についての3問を質問させていただきます。

まず最初に、消防団運営についてであります。昨日1番議員さんも質問が出ましたので、重なるかと思いますが、その点よろしくお願いいいたします。

消防団の運営についてであります。消防団設置条例の全部改正ということで、国の政策で変えなきゃいけないのか、変えて運営がよくなるのかをお尋ねします。

また、近隣の市町村もこのように改正されているのかをお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

消防団の設置条例の改正につきましては、国の施策というわけではなく、現在の条例が消防組織法の規定に合わない箇所があることから、本条例を整理させていただき、全部改正を提案したいということで考えているところでございます。

ただ、また消防組織法に規定されている規則についても、あわせて制定したいと考えております。

今回の改正では、消防庁から消防団員の処遇改善が求められています出動報酬の創設について、あわせて提案したいということで考えております。

その出動報酬については、これまで定額で出動手当として、1回当たりで支出していたものを時間単位で支給するような改定ということで予定しております。これは全国的なものでございまして、ここの部分の出動手当につきましては、他自治体でも今改正の準備を進められていると聞いております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

この改正について、7個分団あるわけですが、この7個分団の納得済みの改正ということでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

昨日、平田議員さんの御質問でもありましたとおり、この改正につきましては、本年初めから分団長会等開きまして、毎月行う分団長会の中で協議しながら、改正部分の案をつくらせていただいております。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

今度大きく変わっていくということでございます。私も消防団には25年ばかりお世話になりました。その関係で、運営についても仕事についても、大体分かるつもりではありますが、近年少しずつ変わってまいりまして、情勢が変わるとことは分かっております。

しかしながら、私も、辞めてからも後援会に入り、地元の分団を見守っていつております。その関係で、ちゃんとしたこの改正を皆さんにもお知らせする義務があるんじゃないかなというふうに思いまして、質問させていただいております。

この改正で、どういうふうに変わっていくのかが一番心配するわけですね。やはりこの改正で一番苦勞するのは分団長クラスじゃないのかなと、やはり今まで話し合いをしながらやってきたものが、報酬として全部送られるということになれば、なかなか話し合う機会も云々も出てこないんじゃないかと、そういうふうに思います。

そこで、佐々町として、その各分団、7個分団ありますね。そこの状況、どういうことをしておられるのか、分団員運営の状況というのは把握されておりますかね。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど総務理事からもお話がありましたとおり、消防団の運営につきましては、団長、副団長、各分団長と、先ほどお話がありましたように、町の消防団組織というのが、担当は消防主任がいろいろなことでお願いをして、消防団分団長会を毎月開催しておりますし、消防団の運営がスムーズに進むような情報提供、情報連絡は行っているつもりでございます。

報酬の個人支給化ということで、今、橋本議員が大変心配しておられることでございますけど、これ令和4年度から分団運営に大きく変化するというにはなると考えています。

昨日も答弁を行いましたけど、やはり分団長会を中心に消防団運営というのは協議を進めていきながら、本町においても消防団をバックアップしながら、その体制というのは構築させていただきたいと思っておりますし、いろいろな情報がまたあるとは思いますが、消防団のために、我々は消防団にはお願いをいろいろしなければならないところがたくさんあるわけがございます。そういうことで協議を進めてまいって、今回こういうことになったということでございますので、どうぞ御理解をいただければと思っております。

それから、運営、いろいろなことの話合いの中身につきましては、担当課長のほうから説明させますのでよろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

分団長会の内容につきましては、条例改正も含め、その都度行事等もございますので、その部分の協議をさせていただいております。

また、最終的に運営費等も支出しておりますので、それ部分の年度末にはチェックといたしますか、監査を行って、適正な支出を努めているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

先日、神田、さざん花町内会の中で防災訓練が行われたわけですが、そういったときも、やはり消防団が中心となった訓練が必要になりますし、また自主防災組織が今32つくらいあるんですかね。大体全町内会つくられると思っておりますが、やっぱりそういうときにも消防団が中心になってなければいけない、そういうときに、ここの全部改正ということであれば、分団の中に入り込んで、そして話合いを、どういうふうにするかということも、分団の悩みを聞かっていうとはおかしいですけども、各分団ごとに違うと思うんですね。ですから、そういったこととしていったほうがいいんじゃないかなと思っておりますけど、どうですかね。

団長、副団長、それから本部、そして1個分団、あわせてその分団の悩みとかやり方とか、そういったものを把握しながら、今後の運営につなげていったほうがいいんじゃないかなと思っておりますがどうですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今先ほどお話もしましたように、定期的に分団長会というのを開いているわけでございます。その中で、各分団のいろいろなことは話が出てくると、毎月分団長会をやっていますので、その分団長会の中で、いわゆる分団長さんが団長、副団長のほうに、こういうことで分団長会の中で、こういうことがありますよ、こういうことがありますよということはお話をすると思いますので、各分団だけの中に入ってやるというのは、今のところ考えていないわけでございますけど、必要性があれば、そこは協議をさせていただいて、検討させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

条例の全部改正と御説明しておりますけど、基本的には消防法がございまして、その中で、ここの部分は条例にうたいましょうね、ここの部分は条例にうたわなくていいですよと書いてあるわけではないんですけど、ここの部分は条例にうたいましょうねというのをちょっと整理させていただいて、今の内容が大幅に変わるというわけではございません。条例自体の中身が、内容自体がですね。

中身が変わるといのは、先ほど言いましたように、出勤報酬を創設するという部分が変わりますよと、出勤報酬を創設するにあたり、全体の今の条例を見直したときに、消防法に対して整理がついていない部分があったので、そこを整理させていただくために全部改正を検討しているということでございますので、中身がごろっと変わりますよという話ではございません。そこは御理解いただきたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

その中身については同じかもしれませんが、そういったことで、昔といたらあれですけども、ボランティア精神で消防団っていうのはやっていったと思ひます。

ところが、報酬としてみんな配って届けるということであれば、それがボランティアというのが薄れてくる、それは全部ボランティアでやっていたかということではないですけども、そういったボランティア精神というのがないと、消防団の運営は成り立っていかんのかなと思ひますし、今からどんな災害が来るか分かりません。やはり地域のものは地域が守っていく、これが基本になりますので、そういった、この際、地域のことを知ってもらい、そして消防団運営につなげていけばと、そういう意味で分団ごとの、分団長から分団長会議でしたことを報告するとも、それは当たり前ですけども、そうじゃなくて、こういった改正のときには、分団の中に入って、そこで検討するほうがスムーズに分団運営ができていくんじゃないかなと、今から各地で防災訓練とか何とかも行われますよね。

そういった計画を立てておられますけども、この前の神田、さざん花が非常によかったと思ひます。ただ、ちょっと残念だったのは、せっかく職員の方が来ておられるのに、職員の紹介を全部できずに、あと職員が来とりますということだけじゃなくて、せっかく地域に入って一

緒にするんですから、全部紹介を、一人一人させたほうがよかったんじゃないかなと、これはいたらんことですけどもそういうふうに思います。

そういうことで、私もこれから消防団についてはOBとして一緒に見守っていきたいと思いますし、いろんな面で消防団はリーダーの育成の場でもあります。地域にとってはなくてはならない組織でありますので、大事に育てていきたい、そして地域を守ってもらいたいという住民の、地域の人たちの思いもあります。

ですから、そういうことで、本部の人も大変だと思いますけども、一旦、各分団ごとの悩み、そして今からの方針、そして運営をどうしていくのかということを考えていったらいいんじゃないかなと思います。それはあとで考えてください。

それから、きのうも1番議員がおっしゃいました。運営費については、この28万5,000円ではできないと思います。なぜかという、いろんな行事をするわけですね。例えば、最初から新団、入団のお祝い、それから各1か月ごとの機械の手入れ。機械の手入れについてもこれが基本です、消防は。その中で、班長さんあるいは部長さんを含めて、地域の中の防災について考えながら、水利はどうするか、全部そういったことを全分団員が知るために会合をしていくわけですから、やはりそういったことの中で、この運営費については、1番議員も言われましたけども、考えてもらいたいと思いますけどもどうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっとすいません。間もなく12時となりますけれども、一般質問が終わるまで続けさせていただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

分団の補助金を交付しています分団運営費の28万5,000円っていうことで、この前も、前の議員さんにもお話をさせていただきましたけど、これは分団長会で一応お話をさせていただいておりますし、現在の28万5,000円っていうのは、町としては維持をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

それでは、そういうことでぜひ見直しをお願いしたいと思います。やっぱり消防団というのは、今から何が起こるか分からない災害に備えて一生懸命頑張っております。ですから、そういったことを踏まえて運営についても御協力をお願いしたい。そういうことで、消防団については終わります。

次に、水道課の深井戸の管理についてであります。

水不足解消のため、深井戸を皿山公園、報国炭鉱線、浄水場内、それから、あとから河川公園内と4か所掘られています。その管理はどのようにされているのか伺いたい。また、どのように利用されているのか。今後、今現在どのくらいの水量が確保できるのかをお知らせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

水道施設の深井戸につきましては、議員の御質問のとおり、町内の4か所、全部で7本の井戸を整備しております、その深井戸から揚水をした水を原水として、今、水道浄水前の水として利用しているところでございます。

施設の管理状況につきましてということでございますけど、業務委託業者による毎月、毎日の稼働状況の確認をしていただいておりますし、毎月1回の巡回点検も本町では行っているところでございまして、水質の管理状況につきましては、国が定める指針と基準に基づきまして、毎年1回の検査機関による水質検査を今実施しているところでございます。

水量の確保につきましては、深井戸と佐々川を合わせた全体で、一日当たり8,000立米の取水の許可を受けておりまして、このうち、佐々川からの取水が2,400立米、それから深井戸からの取水は5,600立米でございまして、現状の深井戸からの取水が大きく依存しているという状況でございまして。

この深井戸からの取水につきましては、地下水源ということで、様々な要因が関係して用水路に影響を与えることもありますので、永続的に取水ができるっていう保障ではございませんので、安定した水量を確保するためには、引き続き、水量と水源の確保に取り組んでいかなければならないのではないかと考えているところでございます。

また、佐々川の水利権拡大とか水源確保については、もう例年、県知事と県議会にも要望活動を行っておりますが、町議会にも御協力いただいておりますことに対しまして、また感謝を申し上げますとともに、引き続き、住民の安全・安心な水を、安定供給をするためには御支援を御協力いただきますように今後ともよろしくお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

それでは、水不足の時にはいつでも放水ができるということですか。全部、管がつないであるということですか。浄水場まで。全部じゃないと思いますが、報国炭鉱とそれと河川公園と浄水場内、3つはいつでも水を送れるということですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

今、町長が申しましたとおり、深井戸につきましては4か所7本ございますけれども、皿山が導水管を布設しておりませんので、これについては、今現在利用はしていないという状況になっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

それでは、使おうと思えば皿山公園の井戸も使えますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

皿山の深井戸につきましては、ずっと以前に議会のほうへも御報告をさせていただいていることと思えますけれども、フッ素が多いとか揚水量の問題とかがございまして、そのままでは使うことができないという状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

先ほど町長が5,600トンですか、井戸から。そして、2,400トンが佐々川からということでございますけれども、今、佐々川の水がもうだいぶ少なくなっております。そういった関係で、水不足のときにはこの量はいつでも送水できる量は今のところはあるということですか、井戸水については。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

水不足という不足の度合いによるかとは思いますが、十分に満たしているというところを明確に断言できるような状況ではございません。通常、日常的には今のところ満たしてはおりますけれども、大きく水不足、どう言うんでしょうか、佐々町だけではなくて、近隣を含めて大きく水不足になるような状況のときには、佐々町も不足する可能性があるということで、佐々川の2,400立米の取水権を何とか拡大をしていただけないかというふうなところで、県のほうに要望を毎年続けているという状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

県のほうにも拡大をこの前の陳情といいますか、行かれたということでございます。佐々町も水がなければ、下水道を備えていますし、一番大事なことだと思いますので、この管理についても業者さんに任せることなく、職員の皆さんもそういった管理の状況の把握というものをちゃんとしていてもらいたいと思いますがどうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
そういう管理をしていただきたいということです。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

我々もちろん、業者にもその管理を委託しているわけでございますけど、職員も月に1回といますか、ずっと回っていますので、この件については我々も一緒になって管理をしなければ

ばならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういうことで、お願いをしておきます。

次に、町道路線の認定についてであります。

宅地開発、これはミニ開発のことであります。などにより、農道、その他の道路を町道に路線変更をしなければならないようなところが佐々町にはあるようです。そういうところはどうのような申請をすればいいのか。また、そういった町道路線に認定した箇所が最近あればお示しください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、町道の認定っていうことでございますけど、町道の認定というのは、都市計画法に基づいて開発した行為によりまして、新たに設置される公共の施設につきましては、別での定めをした場合を除き、基本的には町の管理に属することとなっておりますので、開発完了後は都市計画法に基づきまして町道に認定するっていう流れにはなっているっていうことでお聞きしております。町道認定の認定した場所っていいのですが、最近では28年に沖田免で宅地開発がなされたと思っております。そこで町道の上新田浜線の支線に、支線1に町道認定をしております。以降は平成21年に町道の千本団地の1号から4号線には町道認定をされているということをお聞きしておりますので、そういうことになっていきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

今の状況にありますと、21年と28年ということで、そういった箇所については順次見直しをしていかんばいかなんということじゃないでしょうか。例えば、例を言います。神田の高野炭鉦線、そして報国炭鉦線を結ぶ路線が町道じゃなく農道なんです。農道が結んであります。ところが、神田線から延命寺を通っていく下林線ですか、それが町道であります。町道をずっとのぼっていきますと、その農道にぶつかるわけですけども、そこに、この町道沿いにまた住宅が建ちました。そうすることで、農道というよりも住民の住宅の人たちが通る道路の利用が多くなりました。高野炭鉦線からも住宅が多くなってあります。それを通して報国炭鉦線に行くところも住宅がいっぱいになってあります。そういうことであれば、これは町道に認定する価値があるんじゃないか、利用価値があるんじゃないかと思えますし、幅員もあります。4メートルはあると思えます。そういうことで、道路の構造の条件とかがそろえば、やはりちゃんとした町道に認定して管理をしていただけないかと、町道管理をするべきだと思いますがいかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の話では、農道から町道ということで今お話がありました。これは町道、一般的な話ですよ、町道路線の認定には、農道とは農業経営とかいろんな農業者さんとか、流通の合理化とか、それから農業の近代化を目的として農業用に供される道路っていうことでありますので、これは土地改良法に基づいて整備された道路っていうことになるわけでございます。

農道を町道に変更する場合っていうのは、その申請手続きっていうのが要るわけでございまして、農道の管理者が社会情勢の変化によりまして町道認定が適当と判断した場合には、農林水産省へ財産処分の申請を行わなきゃならない。その中で承認後に町道へ移管するということになっておりますので、町道認定っていうのは町議会の議決も頂く必要があるわけでございますので、その中で十分検討しなきゃならないのではないかと、もし町道認定する場合は、場所がちょっと私も今のところ分からないものですから、そういうことでなっておりますので、法的にはそういう手続きをやるっていうことでございます。一般的に。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういうことであれば、ここにちょっと調べてきたんですけども、町長が諸般の交通事情及び公共の見地から町道に編入することが適当と認めた道路はできるんじゃないのかということなんですけれども、どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（12時13分 休憩）

（12時14分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

農林省にお伺いをしながらしないとできないということではありますが、そこに農道としてできたかもしれませんが、今現在は、もう農業者よりも住宅の皆さんのほうが利用をされていると、多いということで、町道に認定すれば佐々町が管理をして通りやすくなりますので、農道にしてみれば、やっぱりまだ管理が行き届かない面もありますので、そういうことで農林省ですか、尋ねていただいて、町道に認定、努力をしていただけないでしょうか。

そういうことで、質問を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、8番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。

午後から議案審議に入りますので、三役、理事以外、それから関係課長のみの出席をお願い

いたします。

しばらく休憩します。

（12時16分 休憩）

（13時14分 再開）

— 日程第3 議案第71号 専決処分した事件の承認を求める件
（令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第11号）） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第71号 専決処分した事件の承認を求める件（令和3年度佐々町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第71号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1枚おめくりいただきまして、令和3年度佐々町一般会計補正予算（第11号）。

令和3年度佐々町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,863万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,046万6,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

令和3年11月26日専決、佐々町長。

1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。14款国庫支出金、補正額1億6,863万円、計10億6,072万4,000円。2項国庫補助金、補正額1億6,863万円、計3億5,280万円。

歳入合計、補正額1億6,863万円、計69億6,046万6,000円。

歳出。2款総務費、補正額191万4,000円、計7億4,487万7,000円。1項総務管理費、補正額191万4,000円、計5億9,196万8,000円。

3款民生費、補正額1億4,269万3,000円、計21億4,470万8,000円。2項児童福祉費、補正額1億4,269万3,000円、計13億4,168万円。

4款衛生費、補正額2,402万3,000円、計7億9,624万7,000円。1項保健衛生費、補正額2,402万3,000円、計4億4,827万4,000円。

歳出合計、補正額1億6,863万円、計69億6,046万6,000円。

2ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正。追加。事項、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、期間、令和4年度、限度額2,093万6,000円。

この債務負担行為の事業でございますけれども、集団接種の会場運営業務委託料でありますとか、接種会場の設備のリース料、発電機のリース料、変圧器のリース料等の債務負担行為の設定をさせていただいております。

次の3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は割愛をさせていただきます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金5万円の先行給付分と新型コロナウイルスワクチン接種の3回目の事業費の一部、合わせて1億6,863万円の専決処分をさせていただいているところでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第71号 専決処分した事件の承認を求める件（令和3年度佐々町一般会計補正予算（第11号））は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

— 日程第4 議案第72号 佐々町まち・ひと・しごと創生推進基金条例制定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第72号 佐々町まち・ひと・しごと創生推進基金条例制定の件を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第72号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それではまず、議案に添付しております資料のほうをお願いしたいと思います。資料が地域再生計画ということで資料を添付させていただいております。これは、先ほど提案理由にありましたとおり、企業版ふるさと納税制度を活用できるように、この本計画を国へ提出したものでございます。

内閣府からは、令和3年11月26日付で、この計画が認定をされております。

本計画に掲載しておりますのは、第2期総合戦略に計上している4つの基本目標並びに事業を掲載しておるものでございます。

この資料の4ページをお願いいたします。

4ページの中段辺りにあります事業の名称の中で、ア、イ、ウ、エ、4つの基本目標、これが第2期総合戦略の基本目標となっております。この4つの基本目標の中に、それぞれ事業を掲載しております。

アの若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、まちの未来を担う人材を育成する事業では、具体的な事業というところで、総合戦略に掲げている事業を掲載しておるところでございます。それぞれ、ア、イ、ウ、エということで、この計画を計上をいたしております。

6ページをお願いいたします。6ページ、7ページになります。

今回、この本計画では、6ページの④番にありますとおり、寄附の金額の目安、目標としては、2024年度までの累計ということで1,000万円を計上をいたしております。

7ページにありますとおり、この事業の実施期間は2025年3月31日までということで、令和6年度までとなっております。

この企業版ふるさと納税の制度が現時点では令和6年度までとなっておりますので、こういう計画期間となっております。

それでは、議案のほうにお戻りいただきまして、1ページをお願いいたします。

佐々町まち・ひと・しごと創生推進基金条例。まず、設置の目的、第1条ですけれども、佐々町の地方創生推進に係る次の各号に定める事業の財源として、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として認定された地域再生計画、佐々町まち・ひと・しごと創生推進事業（以下「認定地域再生計画」という。）の事業のために法人が寄附した寄附金（以下「寄附金」という。）を活用することを目的に、佐々町まち・ひと・しごと創生推進基金（以下「基金」という。）を設置するというところで、この4つの各号が総合戦略に掲げておる基本目標となっております。

まず、1号として、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、まちの未来を担う人材を育成する事業。2つ目、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできるまちをつくる事業。3つ目が、町民の生活を支える産業を持続・発展させる事業。最後に、まちの魅力を発信し、新しいひとの流れとつながりをつくる事業ということで計上をいたしております。

この企業版ふるさと納税制度によりまして、企業から頂いた寄附金について、この翌年度以降の総合戦略事業の財源として寄附金を積み立てるため、この基金条例を創設するものでございます。

第2条の積立てとしては、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とし、この認定地域再生計画の事業で支出する累計額を上回らないものとするところになっております。

第3条から、以下第7条までは、他の基金条例と同様の表現の統一をしております。

2ページの最後になりますけれども、附則、この条例は、令和4年4月1日から施行することになっております。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

今回のこの基金条例について質問したいことが幾つかありますが、1点目は、基金の積立目標が、寄附の金額の目安として1,000万円というふうになっていますね、この資料によると。この1,000万円の費用で、この4つの目標達成に係る事業を、どの事業にどの程度配分していくのかという計画があるのかということと、そもそも一つ一つの具体的な事業の中身を見てもみますと、もう既に一般会計等で予算化されている事業もたくさんあるわけですが、この基金の位置づけといいますか、要するに、一般会計に不足する分を補填するという考え方なのか、それとも、一般会計で基本的な事業を進めるけれども、それにプラスして、基金が集まったら、それを投入して新たな事業に振り向ける、あるいは計画を立てるということなのか、その位置づけについて少し御説明をいただきたい。目標1,000万円をどのように配分していくかの計画があるのかということも含めてよろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

まず、1点目の寄附の金額の目安1,000万円、4つの事業、どの事業にどの程度というところでございますけれども、この4つの事業、総合戦略の4つの基本目標掲げておりますけれども、具体的にどの事業にどれだけという配分計画はございません。あくまでも、この総合戦略の事業を実施していく上で、これは、募集するにあたってのもう少し事業を組み立てたりしなければいけないところもあろうかと思っておりますけれども、そこについてはアピールできるように、その事業の組立てをしていかなければいけないだろうと思っております。

それから、既に事業を予算化しているものもあるというところでございますけれども、議員おっしゃられるとおり、既に事業を実施している事業に充てるということもあろうかと思っております。

それから、新しく、またこの計画に追加をして、新しい事業をしていくということも今後はあろうかと思っておりますけれども、その折には、また議会のほうにもお示しをしながら、追加をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

ということは、いわゆる企業版ふるさと納税を募集するにあたって、このふるさと納税を使う目的がこういうところに概要として使います。いわゆる、全体の概要をお知らせして、それによって、ふるさと納税を喚起するというかお願いをしていくという、言ってみれば、スローガンの趣旨というふうに理解したらよろしいでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

議員おっしゃられるとおり、佐々町が行うこの事業を企業の方々にもう少しアピールをして
いって、この財源通して活用をしていきたいというふうに考えております。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいでしょうか。ほかに。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これにて質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第72号 佐々町まち・ひと・しごと創生推進基金条例制定の件
は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第5 議案第73号 佐々町学童保育条例廃止の件 —

— 日程第6 議案第74号 佐々町学童保育施設設置条例制定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第73号 佐々町学童保育条例廃止の件、日程第6、議案第74号 佐々町学童保
育施設設置条例制定の件、以上の2件については、関連がありますので一括議題とすることに
異議ありませんでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号、議案第74号の2議案は一括議題とします。
町長が、議案第73号と議案第74号の2議案のかがみ朗読と提案理由の説明後、住民福祉課長
から各議案の説明をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第73号 朗読）

（議案第74号 朗読）

それぞれ住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、議案第73号のほうからですけれども、今回の議案第73号で条例を廃止を提案をさせていただき、この学童保育条例についてでございますけれども、もう御存じのとおり、この条例が平成18年に制定をされているところでございます。この条例に基づいて施行規則であるとか、取扱規程であるとかということが設けられているところでございます。

また、先ほど町長のほうから議案の提案理由のところでもありましたように、平成27年度から子ども子育て支援制度というのがスタートしておりまして、それに合わせて制定された佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、いわゆる基準条例というのが別にあるわけでございます。

それでは、一応今回の条例廃止についての説明をさせていただきわけですけれども、先ほど言われた議案第74号に係る学童保育施設の新設に伴う設置条例を制定するということがまず一つございます。それから、第73号議案の提案理由にもありますように、これから説明をさせていただきますが、議案の添付資料にもありますけれども、県内の市町における学童保育事業の運営が私どものほうと若干違うということ、それで学童保育事業者が主体的に実施されているというのが、県内の市町の状況であるということ、こういったことを踏まえながら、今回、この条例廃止の議案の提案というふうな形をとらせていただいたところでございます。

以上のようなことを踏まえまして、当該条例を廃止し、国が定める設備、運営の最低基準として設けられた、先ほど申します基準条例に基づいて、これから令和4年度からですけれども、実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。また、学童保育事業者が事業を実施する上での決まり事と申しますか、ルールと申しますか、その実施要綱につきましては現在、整理作業を進めているところでございまして、令和4年度からはその実施要綱に沿って事務を進めていくように考えているところでございます。

それでは、添付させていただいております第73号資料というのと、それと第73号資料追加①というのと追加②というのがございますけれども、この追加①という資料を御覧いただければというふうに思います。

今回、条例が廃止されても、支障がないというふうなことでの説明をさせていただき上で、この比較表を付けさせていただいております。条例で規定している内容を要綱に移行するというのではなくて、現在の条例で規定をさせていただいている内容が、実施要綱による規定をもって事務を進めることができるという整理をさせていただいての組立てというふうなことでございますので、御理解をいただければというふうに思います。そうした作業で、既存の学童保育に係る最低基準を設けた基準条例に基づいて進めるということでございます。

それでは、この追加1のところになりますけれども、まずこの1枚目のところでございますけれども、今回の左側にある学童保育条例を廃止したあとに、新たに設ける予定の実施要綱を右側のほうに書かせていただいているところでございますけれども、それぞれの条文のところをちょっと見ていただければと思いますが、学童保育条例の廃止のところ、1の目的のところは右にありますように、要綱では趣旨というふうな形で整理をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、その下にあります第2条はちょっと飛ばしまして、第3条のところの事業主体につきまして、またその下の第4条の事業運営の委託につきましては、要綱では実施方法というところでの整理をする予定にさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして、2ページ目になりますけれども、一番上の対象児童のところ、第5条ですけれども、これは要綱での趣旨のところ、また利用の届出という形で整理をしていく

予定でございます。

それから第6条ですけれども、この利用の承認につきましては、要綱では利用の届出というところで、第7条ちょっと飛ばしまして、第8条の運営のところにつきましては、要綱の事業、放課後児童支援員及び補助員であるとか、指導、助言及び資料の提出等というふうな項目を設けながら整理をしていく予定としております。

第9条のところ、次のページになるんですけれども、費用負担につきましては、要綱では費用の保護者負担として、また減免規定等も出てまいりますので、こちらにも減免規定の仮称の要綱名を書いておりますけれども、別途整備を予定しているところでございます。この保護者負担につきましては、現在5,000円ということではございますけれども、仮に今後見直すようなことがある場合について、町と協議が必要というふうな要件は要綱の中では設けていくように考えているところでございます。

それから、第10条の委任につきましては、要綱では補則というふうな形で規定をすることで現在の要綱整備の準備を進めているところでございます。

すいません、またちょっと1ページのほうに戻っていただきまして、先ほどちょっと第2条の説明をしておりますけれども、第2条のところ、ここでは名称、設置場所及び定員というのが今回廃止を予定している学童保育条例ではうたわれているところでございます。

この、まず定員につきましては、既存の基準条例の最低基準ということでの整理をすることとしておりまして、また場所につきましては、新たに設置を予定しております設置条例、いわゆる第74号議案のところの新設条例のところ整理をすることとしているところでございます。名称につきましては、この施設の名称として設置条例に規定をすることとしているところでございます。

また、2ページ目をもう一度見ていただいて、第7条の利用の制限というのがございます。この利用の制限につきましては、既存の基準条例第14条の運営規定というのがあるんですけれども、そこでの規定による運用ということで整理をしているところでございます。

この添付資料の3ページ以降に条例施行規則の廃止と要綱の並び、その何枚かめくっていただきましたあとの7ページのところになりますけれども、利用承認取扱規程の廃止で実施要綱の対比を載せておりますけれども、こういった形でそれぞれ条例の廃止に伴いまして、条例施行規則、利用承認取扱規程の廃止というふうなことになりますので、新たに実施要綱や利用料減免規定要綱を利用料減免の要綱を規定するような整備を進めているところでございます。

先ほどもふれましたけれども、こうした対応などを県内の市町の学童保育の運営状況がありまして、それが追加資料の②というところでございまして、長崎市からそれぞれ自治体の名前が載っておりますけれども、保護者負担の決定機関がどこにあるのか、保護者負担金額の例示、額を改定する際の手続き、入所申込の受付機関、入所の決定機関等々、いろいろ書かせていただいて、最後に補助金（委託料）の基準というところを書かせていただいておりまして、県内の市町のやり方に基本的に今回合わせるような形で作業をさせていただいての提案ということになるところでございます。

以上でございまして、議案書に戻っていただければと思うんですけれども、議案書第73号の1枚めくっていただきまして2ページ目になります。

佐々町学童保育条例を廃止する条例。佐々町学童保育条例（平成18年佐々町条例第5号）は、廃止する。附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する、でございます。

それから、続きまして、議案第74号でございます。すいません、これも先ほど御説明をさせていただきましたように、口石の学童保育館の施設の整備に伴いまして、設置条例の制定を行うものでございます。

めくっていただきまして、佐々町学童保育施設設置条例。設置。第1条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため、学童保育

施設を設置する。

名称及び位置。第2条、学童保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。名称、佐々学童保育館、位置、佐々町中川原免111番地1。名称、口石学童保育1号館。下におりまして、口石学童保育2号館、位置、佐々町須崎免380番地1。附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

執行の説明が終わりました。

しばらく休憩します。

（13時44分 休憩）

（13時47分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

議案に添付させていただいております資料のA4版の縦の分ですけれども、ここの3の実施方法の見直しに係る主な事項のところのぼつの2つ目ですけれども、これまで町が実施していた児童の利用に係る事務手続きを受託者が実施することというふうに書いておりますけれども、ここの「児童の利用に係る」のところは、「児童の入所等に係る」ということで、申し訳ございません、訂正をいただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、住民福祉課長から資料の訂正が言われましたけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第73号 佐々町学童保育条例廃止の件について質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

説明いただいたんですけれども、幾つか少し確認をしておきたいことがあります。

1つは、今回の条例廃止制定、この一連の手続きに伴って、いわゆる事業の実施主体が町から事業者に移るということになるのかですね。

その場合、従来の保育所、第73号の学童保育条例については、これはいわゆる町が主体者となってこの事業を行うというものだったものが、町は基準に基づく学童施設を設置するということが、町がやるべきこととなって、そして実際に事業を行うのは、いわゆる事業者であるという、学童保育を行う事業者であるというくりになるのかですね。そういうことかなというふうに思いました。

それともう一点は、議案第73号資料追加の②なんですけども、これで見ますと、入所等の受

付機関、あるいは決定機関というのが、佐々町以外の市町は全て事業者というふうになっています。小値賀町は入所の受付、入所の決定は町ということになっています。佐々町は、これ町というふうになっているんですけども、これが、これは今のその条例に基づいての、今の状態を比較表に書かれてあるんだと思うんですね。

それで、新しい条例が設置され、いわゆる設置条例というふうになった場合には、ここは額を改定する際の手続きは、今は条例改正が必要というふうに書かれてあるんですけども、これは事業者が決定というふうに変わるのかですね。

この辺りのところが、ちょっとこの比較表というのが、現行とそれから今度条例改正になった際、改正というか、新たな設置条例ができた場合とどのように変わるのか、その辺りを少し説明していただけますか。2点ですね。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず、事業の実施主体ですけれども、事業そのものは町が実施するというふうなことでございます。ただ、2つ目の質問にありますように、入所等の受付とかそういったところを含めて、事業者が主体的にやれるようにするというふうなことでございまして、非常に分かりづらいのかもしれませんが、事業実施主体は町ということになる。ただ、事業を主体的にやるところが、事業者というふうに見ていただければと思います。

したがって、例えば他の県内の市町では、額の改定は事業者がやっているんですけども、先ほど申し上げましたけれども、佐々町については、今まだ完全に要綱が整理ができておりませんで、まだ、たたき台的な段階ではございますけれども、なるべく早い段階で議会でも御説明をさせていただければと思っておりますけれども、今内部で協議しながら、額の改定についての進め方については、町に一応協議をして、そこで決めていくというふうなことをしておりますので、額の改定については、事業者と保護者としっかりと協議はさせていただくんですけども、あわせて町とも協議をしていただくというふうな方向で、額の改定を進めていければというふうに思っているところでございます。

すいません、私の説明が随分不足があったのかもしれませんが、これまでの学童保育条例のところは、今申し上げるような細かいところの決め事がいろいろ書いてございました。それを、今回設置条例はあくまでも学童保育館の設置条例ですけれども、条例で規定していたそういった細かいルールのところを、今回実施要綱のほうで対応させていただくというのが、今回の大きな流れということになります。

これは、もともと子ども・子育ての新法が平成27年にできたときに、今ある既存の基準条例ができていたわけですけども、国が示したのは最低基準ということで、この最低基準を下回らないように、常に向上するような形で学童保育を運営しなさいというのが、国の指針ということになっておりまして、その細かい運用の部分、他の自治体は要綱で事業者が運営できるような形が取られているというふうなことでございます。以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

なかなかちょっと理解しにくいですね。いわゆる事業主体は町です。しかし、事業者が主体的に運営できるように設置条例にしますという説明がね、何かよく分からないんですよ。

それで、要は、その従来の学童保育条例では、何が不都合だったのかなど。要するに、この第73号の学童保育条例を廃止して、そして設置条例に変えるということですから、従来の条例では不都合があると。

したがって、新しい条例、設置条例のほうに切り替えると、簡単に言うそうですね、ちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、そういうことかなというふうに思うんですよ。そうであれば、従来の学童保育条例っていうのが、何か非常にまずいことがあったのかですね。

要するに、あるいは事業者の様々な自由な取組みとか、そういったものを阻害する、あるいはその町民にとってそれが様々なマイナスになる、そういったことがあったので、第73号の保育条例を廃止して設置条例のほうに切り替え、従来保育条例の中で定めていた様々な内容については、いわゆる要綱という形に置き換えるということなのかなというふうに思うんですね。

ですから、その第73号で廃止しようとしている学童保育条例というのが、簡単に言うと何が問題だったのかと。それで、新たな設置条例というのは、それに設置条例に変わることによって、何がどう改善されるのかということについて、少し説明をいただくと有り難いですが。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず、事業主体と事業を主体的にやるという部分ですけども、私どもの認識は、その補助金の手続きのときに事業主体が事業者になるわけではございませんので、補助金の手続等では町が事業主体になって補助金の手続きをする。学童保育の事業そのものは、主体的に事業者によっていただく、そういう事業主体と事業の主体的っていうところの違いというふうに御理解いただければと思います。

それから、今回条例を廃止する部分ですけども、全国的にもまだ市町村が主体となって、いわゆる直営というふうなイメージでやられておる学童保育というところはまだあります。そういったところは、それぞれの市町に学童保育条例というのが残されたままになっているところがございますけれども、国の子ども・子育ての考え方からしたときに、平成27年からスタートしたこの新法のところでは、過去のPTAとか、そういったところがいわゆる直営に近い形でやっていた学童保育から、学童保育事業者が主体的にやれるような法整備になったというふうなこともあって、どちらでも選べるわけですけども、県内の事例としては、事業者が主体的にやれるような整理をされている。

今回、うちも同じような形でやろうとしているものですから、条例を国が定める最低基準の条例をもって、その下にぶら下がるわけではございませんけども、実際に実施していく上での実施要綱に切り替えると。

今の状態は、町が直営でやるための条例、この学童保育条例があって、それとまた別に国が最低基準を求める条例があってというふうなことになっておりましたけども、この国が定める最低基準の条例を基本として、物事を進めていく形をとるためにする。

その先ほど言われた不都合という部分ですけども、町が主体的にやる上では、今の学童保育条例でも何ら不都合はございません。ただ、事業者が主体的にやろうとするときには、今、追加資料2で他の市町の分を示しておりますけれども、こういったところが全て条例を改正をしないと対応ができないというふうなことになってまいりますので、事業者が柔軟に主体的にやっていく上でも、こういった実施要綱に基づいて進めていこうとするものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

やや懸念される点として、いわゆるその保護者負担金額なんですけれども、要するに学童保育というのは、町内にこれだけしかありませんから、言ってみればですね。一般の町民にとっては佐々と口石だけしかありませんので、なかなか選べないわけですよ。

そういう中で、保護者負担金額を事業者のほうが上がりたいというふうに提案をします。そうすると、父母としては、保護者としてはなかなかそれを拒否できないという関係があるのではないかと。ただ、それを条例もなしに町と協議をするというふうになっているということであれば、協議はするけれども、町が同意しなくても利用料を引き上げることは可能ではないかと。理屈上の問題ですよ。実際そうないのかもしれないけどね。

だから、要するに競争が働かない中では、変な言い方ですけども、いわゆる子どもたちが預かってもらえないということにもなりかねないので、同意せざるを得ないということが起こるのではないだろうかということですね。

それが、その値上げがあったときとかっていうのは、そういった点については、例えばその値上げをしようとする、料金を改定しようとするとき、その妥当性云々もあるんですけども、要するに保護者の利益はどのように担保されるのか。それから、町としてはそのことが妥当でないというときに、どのような町の指導権限が担保されるのかということが1点です。

それから、いわゆる学童の保育の内容ですね、質に関わっては、国の基準というものはあるんですけども、いわゆる何というか、物理的な基準ですね、広さだとか、それから室内の温度だとか、そういったことについての物理的な基準についての質というのは、一定基準によって担保されるということだと思んですが、いわゆる学童保育の中身ですね、学童保育の内容に関わる場所についての質、言っていることは分かりますかね。そういったものについては、どのように担保されるのかですね。

今は、いわゆるその条例で担保されているからですね、その町としてやらないといけないということが、非常にはっきりしているというふうに思うんですけども、理屈上の問題ではありますが、現実的にはその辺りが今後争点になる可能性があると思いますので、お答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

保護者の利益であったり、私ども町の指導権限等がどのように担保されるかっていうふうな御質問でしたけれども、まずこれまでも御説明する機会はいろいろあったかと思うんですけども、基本的に今回のというか、この学童保育の制度設計そのものが、国の補助基準額がありまして、その考え方としては6分の1と6分の1と6分の1、いわゆる6分の3の2分の1が国と県と町が払う負担すべき金額ということになります。

残りの6分の3、半分が保護者が負担すべき額となりますけれども、国の考え方は、国の補助基準額をもって、いわゆる国と県と市町の負担で、保育料を取らないで、要するに取らずに運営ができるのであれば、それでもいいですというのが国の考え方になります。

ただ、これまでも御説明をさせていただいたように、国の補助基準額だけでは、なかなか学童保育の事業運営をしていく上で、事業者のほうの運営自体が非常に財源的に厳しいというところがあって、保育料を取られているところがあるかというふうに、基本的にはそういうふう

に設定をされているかと思うんですけども、そこを含めての保護者との協議で、もちろん補助基準額プラス様々な加算を取りながら、事業の組立てを事業者の方はなさっていくというふうに思いますけれども、それでも保育料をもう少し徴収しないと、事業運営ができないとすれば、そこを協議していくということになるかというふうに思います。

そういったところで、先ほど学童保育の質のお話もありましたけれども、どのように担保するかという部分では、要綱のところでは、指導をするような形のそういった書き込みは出てくるようにはつくり込まないといけないというふうには思っておりますけれども、結果として、町が保育料の改定の際に、町が入ることで保育の質を担保する形でしっかりと協議をしながら、事業者が事業者の思いだけで保育料を上げることがないようにというところは、しっかりと監視といいますか、関与していきたいというふうに考えているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

永田議員、1問追加します。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

おおむね分かりました。ただ、やはり今の点は非常に重要なというふうに思いますので、これから要綱をつくられるということであれば、その要するに改定にあたっては、必ず最初にその行政のほうと相談をしてほしいということについては、書き込むことができれば、そういうふうにしていただいたほうがよいのではないかとということと、もう一点は、いわゆるその事業者が質を担保するために、一定の料金引上げは避けられないとなる。しかし、保護者のほうの負担もなかなか厳しいというふうになる。そうすると、町としてその分を一定補填してでも、今の保育料を維持し、かつ事業費は拡大するということもあり得るわけですね。そういったことが可能となるような、町の関与の仕方というのが、いわゆる規制だけじゃなくて支援ということもあるわけですから、当然その辺りの関与ができるということが、やっぱり担保されるべきではないかということをお願いしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

もう御指摘のとおり、要綱整備にあたって、先ほど言われる規制と支援というふうなところは、整理をしながら書き込んでいきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにありませんか。

（「なし。」の声あり）

ほかにないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第73号 佐々町学童保育条例廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、議案第74号 佐々町学童保育施設設置条例制定の件について質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第74号 佐々町学童保育施設設置条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。しばらく休憩します。

（14時10分 休憩）

（14時19分 再開）

— 日程第7 議案第75号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第75号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第75号 朗読）

中身につきましては住民福祉課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、今回の第75号議案の添付資料のほうにも書いておりますけれども、今回の改正につきましては3点ほどございます。1つは放課後児童支援員のみなし規定を平成32年3月31日というふうになっておりますけれども、これを令和7年3月31日までに延長するというものがございます。これは、この添付資料のほうにもありますように、全国的な支援員の不足というふうな状況を受けての対応ということで、国基準が参酌されたことに伴い対応するものです。

ただ、御覧になられてお分かりのように、令和2年度で既にみなし期間の期限の経過、期限を経過しているわけではございますけれども、今回の佐々学童、口石学童ともに委託事業者が来年の春から変わることとなることから、柔軟な対応ができるようにというふうなことも含めて、みなし規定が適応できるように対応をするものでございます。

2つ目につきましては、先日の総務厚生委員会の折に、令和2年4月1日付で国の改正がなされているようだけでも、それが反映されていないのではないかと御指摘を受けたところでした。大変申し訳ございません、こちらのほうで再度確認をしたところ、支援員の研修は、現在都道府県のみで実施をされているところではございますけれども、それが指定都市や中核市でも研修が対応されるというふうなことで改正がなされているところがございます。申し訳ございません、総務厚生委員会の折にはすいません、そこが漏れていたところがございます、今回の改正のほうに合わせているところがございます。

なお、この指定都市と中核市における支援員の研修でございますけれども、現時点で県内長崎市と佐世保市が中核市ということではございますけれども、ここについては、研修は実施はされてないという状況でございます。

また、全国的にちょっと確認はさせていただいたところ、全国的にもあまりこう研修の事例が見られないようで、兵庫県の明石市だけは研修をこの改正に合わせて実施を始めたというふうに伺っているところがございます。

それから3点目が、元号の改正というふうなことになります。平成から令和に合わせて、今回の改正に合わせて整理をさせていただくというものでございます。

それでは、議案書の2枚目を見ていただければというふうに思います。

佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第29号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

今、先ほど説明したとおりでございます、第10条のところが指定都市、中核市の追加ということになります。

それからめくっていただきまして、第2条のところが平成、令和の元号の改正に伴うもので、平成32年が令和2年という改正でございます。

第3条のところが平成32年を令和7年に改正をさせていただいたところがございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

担当委員会の所管事務調査の折に指摘しとった事項を今回反映されたということに理解はいたしますけども、1つの支援の単位ごとに2名以上の支援員を置かなくてはならないということが改正の中で書いてありましたので、例えば、今度、受託を受けた業者の方が、1人は支援員の認定証をもらった方、もう1人が補助員として勤務なさった場合は、補助員の方についてはその受託期間中に資格を取ると、そのような考えがしていくのかどうか、そこを確認させていただきます。

もう1点、条例の定義規定の中のこの1ページに、職員の第10条第3項にあるんですが、ほかの条例見ましたら、みんな算用数字を書いてあるのに、これ、漢用数字で書いてあるもんですから、これが、国が大体漢用数字で書くんですけども、これを条例に写し込むときに、ここだけ漢用数字になってくるもんですから、算用数字でよかったんじゃないかなと私思ったんですけど、そこら辺があらっと違和感があったもんですから。そこら辺は、条例に追加するときには算用数字で書いていただけなのか、2点お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず1点目でございますけれども、もう議員御指摘のとおりでございます、みなし期間があるこの期間内に資格を取っていただけるように話を進めていきたいというふうに考えております。

申し訳ございません、2点目の件ですけれども、すいません、御指摘を受けてはっとしているところでございます。もし御相談ができれば算用数字で書き直させていただければというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

一応、そういうことで、住民福祉課長から、ということで、ようございますでしょうか。4番。

4 番（永田 勝美 君）

私のほうから確認ですけれども、資料のほうに、全国的に放課後児童支援員が不足している状況や、県が実施する研修が年に1度しか行われてない状況等を踏まえということですが、長崎県の場合も、県の研修っていうのは毎年行われているのかですね。ですから、例えば、新しい事業者の方でまだ資格のない方がおられたとして、経験を積んだ上で研修を受けるということがあれば、二、三年のうちにこれが充足されていくということについては一応見通しはあるというふうに理解してよいのかどうかですね。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

もう御指摘のとおりでございます、県のほうで毎年、研修されておりますので、今の事業者、今現在、受託している事業者も同じような形でされておりますので、今回、4月からの事業者についても、もし仮にみなしの適用となるような方がいらっしゃるとすれば、そういった形で研修を受けていただくことになるかというふうに思います。よろしく願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに。
しばらく休憩します。

（14時29分 休憩）
（14時39分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第75号 佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第8 議案第76号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）
日程第8、議案第76号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第76号 朗読）

保険環境課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

議案の次に添付しております議案第76号資料を見ていただけますでしょうか。
佐々町国民健康保険条例の一部改正についてということで、今回の改正の概要を付けております。この今回の改正の概要につきましては、大きく2つの、2点の内容になっております。
まず1点目が、令和4年1月1日から産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられること。
それから、2点目といたしましては、中段付近、出産育児一時金の支給総額について、42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年

8月4日に公布されたことによります。

次の産科医療補償制度についてということで書いておりますけれども、この補償内容については中段に書いてありますように、分娩機関で通常の妊娠、分娩にもかかわらず、重度の脳性麻痺になった児と家族に対して、経済的負担を補償するために、1件当たり3,000万円の補償金を支払う仕組みとなっております。

中段に表を付けておりますけれども、先ほど説明いたしましたように、出産育児一時金の部分につきましては、40万4,000円から40万8,000円に引上げ、その上の産科医療補償掛金加算額につきましては、1万6,000円を1万2,000円に引き下げられたというものでございます。

一番下のほうでございます。

出産育児一時金の引上げについては説明したとおりでございます。

それから、産科医療補償制度の見直しということで、補償基準の改定と書いております。在胎週数32週以上かつ出生体重が1,400グラム以上、これが、28週以上、体重要件なしとふうに緩和されたものでございます。

この緩和の理由といたしましては、これまで、産科医療補償制度運営委員会のほうで協議がなされておりました、個別審査が約50%が補償対象外となっている。同じような病態であっても補償対象外になっており、不公平が生じている。医学的に不合理な点があり、周産期医療の現場の実態に即していない。在胎週数が28週以上の早産児においても、医学的には未熟性による脳性麻痺はないとされており、実際の医療現場においては成熟児と同じような医療が行われるという実態にあるというのが、今の医学の進歩によるものということになっておるようでございます。

続きまして、議案のほうに戻ります。

1ページめくっていただけますでしょうか。

佐々町国民健康保険条例の一部を改正する条例。佐々町国民健康保険条例（昭和34年3月26日佐々町条例第5号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正前につきましては、先ほどの出産育児一時金40万4,000円を40万8,000円に、それから、下の産科医療補償掛金につきましては、1万6,000円を1万2,000円に引き下げられたと。総額については変更がございません。

附則。施行期日。この条例は、令和4年1月1日から施行する。

適用区分。2、施行期日前に出産した被保険者に係る佐々町国民健康保険条例改正後の第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第76号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第9 議案第77号 佐々町農業集落排水施設設置条例及び佐々町農業集落排水事業受益者加入金に関する条例廃止の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第9、議案第77号 佐々町農業集落排水施設設置条例及び佐々町農業集落排水事業受益者加入金に関する条例廃止の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第77号 朗読）

水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

1枚めくっていただきまして、1ページを御覧ください。

佐々町農業集落排水施設設置条例及び佐々町農業集落排水事業受益者加入金に関する条例を廃止する条例。

第1条、佐々町農業集落排水施設設置条例（平成7年佐々町条例第13号）は廃止する。

第2条、佐々町農業集落排水事業受益者加入金に関する条例（平成22年佐々町条例第22号）は廃止する。

附則。施行期日。1項、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

経過措置。2項、この条例の施行日前に佐々町農業集落排水施設設置条例の規定により課し、または課すべきであった使用料等の取り扱いについては、なお従前の例による。

3項、この条例の施行日前に佐々町農業集落排水事業受益者加入金に関する条例の規定により課し、または課すべきであった受益者加入金の取り扱いについては、なお従前の例による。

以前、委員会のほうに御提案をしました際に御質問がありました、この受益者加入金についてのみなし規定の必要性につきまして、確認、整理をいたしました結果、下水道側から見ましたときに、下水道の区域外の接続であったところにつきまして、あとで区域内に取り込んだ場合に、受益者加入金をあとから賦課して徴収するということがございませんので、この農業集落排水についても、区域外の状態で既に接続がなされておりまして、あとで下水道の区域内に取り込んだというふうな形になりますので、みなし規定は不要ということで、整理をいたしたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

今の説明であれば、結局、農集排の区域は、公共下水道の区域に、当然、今後は入るということで、未加入の方々は公共下水道の条例に基づいて、加入金は接続時に頂くということと、既に入金を納められている方々の農集排の区域の方々は、いわゆる、今の説明どおりみなし規定で区域外の接続と同様に、納めていただいていたというよりも取らないという判断の取扱いという認識でいいのか、再確認。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

まさに、今、議員がおっしゃいましたとおりの考え方でございまして、農集排の受益者加入金を納めていただいているからということではございませんで、下水道の区域に取り込んだ時点で、既に、もう接続をなさっておりますので、区域外接続と同じ考え方で、既に接続をなさっているところについて、あとで取り込んだところに受益者加入金をあとから課すということではございませんというところで、農集排も同じような考え方で、あともって課すことがないという整理をしたということでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

理解はするんですけど、であれば、公共下水道自体が、資産として受け継ぐべき農集排の加入金を放棄したということにならないか。もらうんですよね、今後の加入金は、農集排の区域の方の。であれば、もともと資本として加入金の財産は農集排で保有すべき財産であって、それは公共下水道に引き継ぐべき財産であるんじゃないかなと、私は感じるんですけど。その取扱いは。

いや、だから、加入金自体、負担金自体の資本としての会計上の財産としては、農集排が持った資本であるんじゃないかって、私は思うんですよね。私の考えが間違えであるなら、それでいいんですけど。そうじゃないんですよということなのか。

いや、だから、なきものとして取り扱うんだという説明は分かったんですけど、はたしてそれでいいのかなって、私は感じたもんで。

資本として農集排が持った、納められた加入金っていうのは、資本じゃないかなって思うんですよね。財産。農集排が持っていた財産。これがゼロになって公共下水道にいくような感じになるのかなって、説明で言うたら。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

(14時54分 休憩)

(14時55分 再開)

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

今の御質問のその資本としてという部分でございますけれども、その施設を整備するために加入金というのを頂いております、その施設につきましては、当然に下水道のほうに移管をいたします。下水道で今後管理していくということになりますのでよろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第77号 佐々町農業集落排水施設設置条例及び佐々町農業集落排水事業受益者加入金に関する条例廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第10 議案第78号 佐々町特別会計条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、議案第78号 佐々町特別会計条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第78号 朗読）

水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

1枚めくっていただきまして、1ページを御覧ください。

佐々町特別会計条例の一部を改正する条例。佐々町特別会計条例（昭和39年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正前と改正後を見比べていただきたいと思います。

第1条の第3号に、改正前は佐々町農業集落排水事業特別会計がうたわれております。この第3号の農集排の特別会計を改正後、削除をいたしまして、第4号と第5号にございました介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計をそれぞれ第3号、第4号に繰り上げるという改正になります。

附則。施行期日。1項、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

経過措置。2項、令和3年度の佐々町農業集落排水事業特別会計に係る出納整理及び決算事務については、なお、従前の例による。

3項、佐々町農業集落排水事業特別会計の廃止の際、当該特別会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、佐々町公共下水道事業会計に移管するものとする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第78号 佐々町特別会計条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第11 議案第79号 和解及び損害賠償の額を定める件
（公用車交通事故における和解及び損害賠償） —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第11、議案第79号 和解及び損害賠償の額を定める件（公用車交通事故における和解及び損害賠償）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第79号 朗読）

水道課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

1 枚めくっていただきまして、1 ページを御覧ください。

1、和解及び損害賠償の相手方。こちらに記載のとおりでございます。

2、事故の概要。令和3年9月27日午前9時8分頃、下水道企業職員が業務のため公用車を運転し、佐々町本田原免228番地1付近を走行中、路上駐車していた車両後方から甲が飛び出し、これを回避しようとしたが間に合わず、甲の右足親指付近と公用車右前輪を接触させる事故を起こしたものでございます。

3、和解及び損害賠償の概要。町及び相手方は、上記交通事故の過失割合を、町側10割、相手方ゼロ割とし、甲の治療費、看護費、慰謝料、その他一切の費用が2万8,436円であると確認し、甲の法定代理人親権者である乙に支払うものとする。本件事故に関し、上記条件以外に甲及び乙と町との間には、債権債務は今後一切ないことを確認する。

ということで、相手方の方と11月24日に内容について合意をすることができましたので、今回議案として提案をさせていただいたものになります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

すみません、この件につきまして、住民の方、また議員の方々に大変御迷惑をお掛けしたと思っております。

やはり職員が公用車を運転するというところで、十分注意して運転をすればよかったと思っていますし、これからうちの職員も皆運転するわけでございますので、十分注意をするようにということをお話をさせていただきました。

今後とも安全運転に気をつけて、住民の皆様方の安全のために頑張っていくということでお話をお聞きしていますので、今後とも十分注意して仕事に邁進をさせたいと思っていますので、大変申し訳なく思っています。今後とも十分注意いたします。どうも申し訳ございませんでした。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第79号 和解及び損害賠償の額を定める件（公用車交通事故における和解及び損害賠償）の件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
しばらく休憩します。

（15時04分 休憩）

（15時14分 再開）

— 日程第12 議案第80号 令和3年度 佐々町一般会計補正予算（第12号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第80号 令和3年度佐々町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第80号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。1款町税、補正額7,937万8,000円、計15億5,475万7,000円。1項町民税、補正額6,000万円、計7億3,211万1,000円。2項固定資産税、補正額600万円、計6億5,916万2,000円。3項軽自動車税、補正額337万8,000円、計5,248万4,000円。4項町たばこ税、補正額1,000万円、計1億1,100万円。

12款分担金及び負担金、補正額241万4,000円、計5,400万8,000円。1項負担金、補正額、減額8万5,000円、計5,150万9,000円。2項分担金、補正額249万9,000円、計249万9,000円。

13款使用料及び手数料、補正額46万1,000円、計2億130万9,000円。1項使用料、補正額、減

額2万1,000円、計1億5,768万8,000円。2項手数料、補正額48万2,000円、計4,362万1,000円。

14款国庫支出金、補正額3,828万4,000円、計10億9,900万8,000円。1項国庫負担金、補正額2,991万円、計7億3,479万1,000円。2項国庫補助金、補正額837万4,000円、計3億6,117万4,000円。

15款県支出金、補正額887万4,000円、計6億9,660万3,000円。1項県負担金、補正額170万6,000円、計3億5,167万8,000円。2項県補助金、補正額883万8,000円、計3億482万2,000円。3項委託金、補正額、減額167万円、計4,010万3,000円。

16款財産収入、補正額46万5,000円、計2,079万8,000円。1項財産運用収入、補正額46万5,000円、計1,666万円。

17款寄附金、補正額3万8,000円、計1,634万円。1項寄附金、補正額、計とも同額です。

18款繰入金、補正額、減額726万9,000円、計3億7,500万2,000円。1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

2ページをお願いいたします。

20款諸収入、補正額、減額1,396万6,000円、計1億3,803万3,000円。4項雑入、補正額、減額1,396万6,000円、計8,677万7,000円。

21款町債、補正額1,680万円、計5億3,250万円。1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額1億2,547万9,000円、計70億8,594万5,000円。

3ページをお願いいたします。

歳出。1款議会費、補正額、減額6万3,000円、計7,391万円。1項議会費、補正額、計とも同額です。

2款総務費、補正額、減額134万9,000円、計7億4,352万8,000円。1項総務管理費、補正額121万1,000円、計5億9,317万9,000円。2項徴税費、補正額、減額42万1,000円、計7,057万7,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額、減額17万2,000円、計4,721万4,000円。4項選挙費、補正額、減額161万2,000円、計2,982万5,000円。5項統計調査費、補正額、減額11万4,000円、計55万3,000円。6項監査委員費、補正額、減額24万1,000円、計218万円。

3款民生費、補正額1,714万9,000円、計21億6,185万7,000円。1項社会福祉費、補正額62万7,000円、計8億345万5,000円。2項児童福祉費、補正額1,652万2,000円、計13億5,820万2,000円。

4款衛生費、補正額2,820万6,000円、計8億2,445万3,000円。1項保健衛生費、補正額3,147万1,000円、計4億7,974万5,000円。2項清掃費、補正額、減額326万5,000円、計3億3,818万9,000円。

6款農林水産業費、補正額、減額180万1,000円、計3億1,916万2,000円。1項農業費、補正額、減額159万円、計3億914万1,000円。2項林業費、補正額、減額21万1,000円、計982万1,000円。

7款商工費、補正額、減額222万3,000円、計2億3,875万6,000円。1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額、減額1,206万6,000円、計8億3,152万3,000円。1項土木管理費、補正額ゼロ、計9,175万9,000円。2項道路橋梁費、補正額、減額153万7,000円、計1億9,877万6,000円。3項河川費、補正額ゼロ、計5,423万1,000円。4項港湾費、補正額、減額170万8,000円、計2,000円。

4ページをお願いいたします。

5項都市計画費、補正額、減額726万9,000円、計4億3,490万7,000円。6項住宅費、補正額、減額155万2,000円、計5,184万8,000円。

9款消防費、補正額622万円、計2億1,404万4,000円。1項消防費、補正額、計とも同額です。

10款教育費、補正額、減額3,958万円、計6億4,830万5,000円。1項教育総務費、補正額、減

額1,543万5,000円、計1億1,020万2,000円。2項小学校費、補正額、減額406万7,000円、計1億6,668万5,000円。3項中学校費、補正額、減額746万4,000円、計9,154万1,000円。4項幼稚園費、補正額、減額551万6,000円、計1億1,484万2,000円。5項社会教育費、補正額、減額370万5,000円、計1億2,895万円。6項保健体育費、補正額、減額339万3,000円、計3,608万5,000円。

11款災害復旧費、補正額3,229万3,000円、計4,632万5,000円。1項農林水産施設災害復旧費、補正額1,618万1,000円、計1,961万3,000円。2項公共土木施設災害復旧費、補正額1,611万2,000円、計2,671万2,000円。

12款公債費、補正額、減額1,011万6,000円、計5億2,580万8,000円。1項公債費、補正額、計とも同額です。

13款諸支出金、補正額1億802万円、計4億4,604万7,000円。1項基金費、補正額、計とも同額です。

14款予備費、補正額78万9,000円、計1,175万7,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額1億2,547万9,000円、計70億8,594万5,000円。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路改良維持補修事業、金額1,400万円。これについては、町道第2保育所線の法面改修工事の分でございます。

8款土木費、3項河川費、事業名、河川改良事業、金額1,600万円。これについては、普通河川高岩川支流壱銭替地区の整備工事の分でございます。

8款土木費、3項河川費、事業名、急傾斜地崩壊対策事業、金額1,800万円。これについては、堅山地区法面保護工事の分でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、事業名、3年災農業用施設災害復旧事業、金額700万円。これについては、8月豪雨による被災した4か所分でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、事業名、3年災農地災害復旧事業。これも8月豪雨による被災した5か所分でございます。金額960万円。

この農林水産施設の災害復旧費、合わせて1,660万円となりますけれども、歳出のほうでは1,540万円の計上ですけれども、120万円につきましては、当初予算で工事請負費を計上しとった関係で、合わせて今回、1,660万円の繰越しとさせていただいております。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、事業名、3年災公共土木施設災害復旧事業、金額1,600万円。これも8月豪雨により被災した道路3か所、河川1か所分でございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。

追加。起債の目的、(災害復旧事業債)3年災河川等災害復旧事業。限度額500万円。起債の目的、(災害復旧事業債)3年災農地等災害復旧事業。限度額320万円。起債の目的、(一般廃棄物処理事業債)ごみ処理施設基幹的設備改良事業。限度額890万円。

起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

今回追加いたしますのは、災害復旧事業の2つの事業と、ごみ処理施設でございます、ごみ処理施設の基幹的設備改良事業につきましては、これは、歳出のほうは当初予算に計上をしておりました基幹的設備改良工事の発注支援業務委託料、これについて起債の適債性があるという県のほうからの確認がとれましたので、今回、地方債を計上をさせていただいております。

充当率は90%、交付税は50%措置となっております。

続いて、変更のほうです。起債の目的、(緊急自然災害防止対策事業債) 自然災害防止事業(道路防災事業)。補正前限度額2,900万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後限度額2,890万円。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

続いて、起債の目的、(緊急自然災害防止対策事業債) 自然災害防止事業(河川事業)。補正前限度額1,600万円、補正後限度額1,590万円。続いて、(緊急自然災害防止対策事業債) 自然災害防止事業(砂防事業)。補正前限度額1,800万円、補正後限度額1,790万円。

それぞれ10万円の減をさせていただいております。これについては、5ページの繰越明許費で計上しております、それぞれ道路、河川、急傾斜地の分でございます、繰り越すことによりまして、最低限の一般財源を確保するために、今回10万円の減額をさせていただいております。

7ページ、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は割愛をさせていただきます。

今回の補正につきましては、決算を見越した補正としております。それから、補正の主なものとしましては、コロナワクチンの接種事業、それからコロナ対策事業の増減、それからコロナの影響による減額、それから先ほど来ありますとおり、災害復旧事業の計上を今回の12月補正で計上をさせていただいております。

それでは、12ページをお願いいたします。

12ページの一番上段にあります、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援分)ということで、これは公共交通事業者松浦鉄道への持続化支援分に充当ということで、今回、組み換えということで、この地方創生臨時交付金の計上をさせていただいております。

それから、17ページをお願いいたします。

17ページ中段にあります下水道整備基金の繰入金、減額の726万9,000円。これは、公共下水道事業会計への補助の財源としておるものがございますけれども、今回の減額は、汚水分で減額の564万5,000円、これが基準外の分になります。それから、雨水分として減額の162万4,000円、これは基準内の分でございます。合わせて726万9,000円の減ということで、繰入金のほうの減をさせていただいております。

それから、19ページ以降は歳出になります。

今回の補正のところで、それぞれの給料科目のところに時間外勤務手当が計上をされております。これについては、今年度の予算の執行並びに今後の業務の状況を見て、増額補正をさせていただいております。給料科目の時間外勤務手当のところで、増額の686万4,000円となっております。

それでは、21ページをお願いいたします。

21ページは、先ほど歳入のほうで申しました公共交通事業者持続化支援金、上段のほうの分になりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策事業分ということで、439万円、松浦鉄道への支援金でございます。

それから、ページ飛びまして、48ページをお願いいたします。

48ページ下段のほうになります、公債費でございます。定期償還元金、減額の994万2,000円となっておりますけれども、これは令和2年度同意債の借入額の減、並びに令和3年度への繰越しに伴いまして償還額の減によるもので、計上をさせていただいております。

それから、次の49ページをお願いいたします。

49ページ中段にあります下水道整備基金への積立て、1億800万円ということで、今回計上をさせていただいております。下水道整備基金への補助の財源として基金に積み立てるとということで、補正後の残高としましては、2億1,225万8,000円の補正後の残高の見込みとなっております。

企画財政課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

各課長から説明があれば許可します。

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

それでは21ページをお願いいたします。

8目の電子計算費でございます。委託料230万円ほど増額させていただいております。これにつきましては、6点ほどございます。標準レイアウト対応ということで、国のほうが進めております標準化ですね、その分の対応ということでしている分と、児童手当システムの改修、国民年金システムの改修、ワクチン接種に関連する改修、財務会計、選挙等の改修を見込んだものでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

9款の消防費でございます。1目の常備消防費、負担金、補助及び交付金で720万円ほど増額させていただいております。これにつきましては、負担金の基準が各自治体の消防費に係る基準財政需要額の構成比で算定されておまして、これが15.23%から、うちの構成比が16.05%ということで、0.82%上がっております。全体で負担金の額が11億円ほどございますので、0.82掛けますと大体900万円程度になりますけど、令和2年度の分の精算という形で、大体毎年この時期には減額になるわけですけど、その分が200万円ほどありますので、結果700万円の増額ということで、うちの基準財政需要額が伸びたということで、ここの部分の負担金も増えましたということでございます。

最終的には、現予算が1億6,900万円ほどですが、これが1億7,600万円ほどになったという形になります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

26ページをお開きいただければと思います。ちょうど中ほどになります、1目の社会福祉総務費の12節、委託料のところでは減額85万4,000円、育児支援ホームヘルパー派遣事業委託料ということで、当初予定していた方の支援が必要なくなったということで、今回減額をさせていただいております。

それから、その下の19節の扶助費で、備考欄、説明欄のところの福祉医療費助成の338万3,000円ですけれども、細かい分析はできておりませんが、昨年はコロナの影響もあって診療控えというふうな形で給付があまり伸びていなかったところではございますけれども、今年度、今の現時点では少しちょっと伸びてきているということで、今回増額の補正をさせていただいているところでございます。

それから、めくっていただきまして27ページになります。一番上のほうになります。1目の児童福祉総務費の17節、備品購入費で126万9,000円上げておりますけれども、学童保育の施設

用の備品ということで、これまで学校施設を利用しておりましたので、備品というのは学校備品を利用していただけですけれども、今回新しく学童保育館ができるということで、子ども用の机であるとか、事務室用の机や椅子であるとか、テレビであるとか、そういった備品購入費を計上させていただいているところでございます。

その下の19節の扶助費1,627万9,000円、障害児通所給付費ということで増額をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、児童発達支援だったり、放課後デイサービスという部分での利用が10月までの当初予算の見込みと実績で見たときに、当初の見込み420件が実際の件数497件と、延べ件数ですけれども、非常に伸びてきているというふうなこともありまして、今回追加の計上をさせていただいているところでございます。

伸びの要因としては、全体的に発達障害に係るお子さんの支援が必要になってきているというふうなことでございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

幾つか説明させていただきます。

まず、歳入10ページでございますが、一番下の保健衛生手数料、減額の数字が大きく上げておるところでございますが、保健衛生関係ではほかに健康相談センターとか、あと環境衛生班のほうの手数料がございまして、今回ごみ関係、塵芥処理関係、一般廃棄物関係、これにつきましては清掃費のほうで歳出も組んでおります関係上、分けたほうがいいたろうということで、今回次の11ページの一番上段のほうに補正を加えた金額の組替えを行ったというものでございます。

それから、11ページのちょうど中段ぐらいにあります、2目の衛生費国庫負担金の中の一番右側に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、それから、12ページのちょうど下の衛生費国庫補助金の一番右側に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、それから、雑入でございますが、ちょうど17ページに飛びますけれども、雑入の上から2番目のところに、新型コロナウイルスワクチン住所地外接種費用負担金、これにつきましては、さきに11月の専決補正の先行的な補正予算、専決補正をさせていただいたあとの肉づけ補正ということで、3月末までの予算額を計上させていただいた次第でございます。

歳出につきましては、歳出の30ページから31ページにかけてまして予算を計上させていただいております。

先ほどの電子計算費の、総務課長が説明した21ページの電子計算費の中の一部に、コロナ関連のワクチン接種関係のシステム改修分が含まれておるところでございます。

それから、18ページの衛生債、清掃債のところでございますが、財政課長が説明いたしましたとおり、ごみ処理施設基幹的設備改良事業の起債の分を計上させていただいております。

それから、歳出に飛びまして26ページでございます。26ページの社会福祉総務費の中の27節、繰出金、国民健康保険特別会計繰出金477万9,000円の減額。

それから、29ページ、後期高齢者医療特別会計繰出金の中ほどでございます。27節、繰出金、138万7,000円の減額。これにつきましては、11月にそれぞれの確定分の数字を入れておるところでございます。あしたの特別会計の中で、また説明をさせていただくところになります。

それから最後です。32ページでございますが、32ページの塵芥処理費の中の12節、委託料、32ページ一番下でございますが、この分につきましては、入札執行残でございます。よろし

くお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

5ページをお願いいたします。

11款の災害復旧費でございますが、3年災農業用施設災害復旧事業、それから下段にあります3年災農地災害復旧事業、この事業につきましては、年度内に標準工期の確保が困難となりましたので、繰越しをさせていただきたいと考えております。

それから、18ページをお願いいたします。

一番上段の3目の過年度収入でございますけれども、まず、元年災の農地等災害復旧事業の補助金でございますが、この件につきましては、令和2年度に受入れ済みのため、減額をさせていただいております。

それから、2年災の災害復旧事業につきましては、令和4年度に過年度収入の予定をさせていただいておりますけれども、令和3年度で全額受入れをするため、今回補正をさせていただいております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
税務課長。

税務課長（藤永 尊生 君）

予算書の9ページのほうをお願いいたします。

1款町税、1項町民税、1目個人、現年度課税分ですが、補正額、増額5,000万円です。当初の見込みにおいて、コロナの影響を考慮して減額の予想をしていたところですが、課税結果として全体で落ち込みが少なかったことから、今回増額補正というふうにしております。

以下の法人税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税も実績による計上となります。

次に、歳出のほうになりますが、22ページのほうをお願いいたします。

22ページの2段目になりますが、2目賦課徴収費のこちらの12節の委託料を御覧いただきますと、データパンチ業務委託をマイナス補正としておりますが、例年、申告時のデータパンチ入力は委託をし行っていました、今回業者で受託ができないということとされましたため、皆減としております。このため、本庁での入力業務を行うこととしたため、会計年度任用職員を雇用し入力業務を行うため、1節報酬を計上しており、2名雇用を予定しております。

税務関係は以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
建設課参事。

建設課参事（山村 輝明 君）

建設課分について説明させていただきます。

5ページですけれども、繰越明許費でございます。第2表繰越明許費でございます。

1行目、2行目、3行目、道路橋梁費、河川費、河川費2つありますけれども、この分になりますけれども、この分におきまして入札を実施したところ、不落となる結果になりました。その結果、年度内完成に向けて標準工期の確保が困難となりましたので、繰越しをお願いするものでございます。

それと一番下の6行目、3年災公共土木施設災害復旧事業費でございますけれども、この分につきましては、8月の大雨による道路3件、河川1件でございますけれども、査定が10月の終わりに行われましたので、今回の補正で工事の予算計上をさせていただいております。その結果、年度内完成に向けて標準工期の確保が困難でありますので、繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、歳出ですけれども、38ページでございます。

土木費、港湾費、港湾建設費の18節負担金、補助及び交付金ですけれども、この分は県で施行させていただいております、佐々港自然災害防止工事の地元負担金となりますけれども、県で入札した結果、これも不落になっております。県のほうから、令和3年度は工事は実施せずに、4年度に本年度工事とあわせて発注したいということでしたので、今回皆減したいと思っております。

最後ですけれども、48ページでございます。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目の土木施設災害復旧費の分なんですけれども、先ほどの災害復旧工事、道路3件、河川1件の工事につきまして、時間外手当と工事請負費のほう計上させていただいております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、教育委員会の分を御説明いたします。41ページをお願いいたします。

教育費、18節負担金、補助及び交付金の学生応援給付金でございます。減額の1,170万円ということで、当初対象者として414人を見込んでおりましたけれども、実績で297人の給付となりまして、その減額となっております。

続きまして、次のページ、佐々小学校教育振興費でございます。同じく18節負担金、補助及び交付金の修学旅行キャンセル料補助金でございます。こちらにつきましては、次の43ページにも口石小学校分、それから44ページにも佐々中学校分と同じように計上させてもらっております。

こちら小中学校3校とも無事完了いたしましたので、減額をさせてもらっておるものでございます。

それから、45ページから47ページの体育施設費まででございますが、財政課長のほうからもありましたとおり、コロナで中止になった事業分を主に減額をさせてもらっておるものでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにないでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。

これから質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

申し訳ない、建設課参事に。不落で標準工期が確保できないので繰越ししますって、繰越理由になるのか。そもそものスタートのところから。県の事業は先ほど説明した、不落で皆減で、翌年度予算で実施すると。繰越理由の分、もう皆減で、新年度で、なぜ繰越理由になるか。そこがちょっと説明ではいささか理解できない部分があるので、繰越理由となるべき理由を再度確認をさせていただきたい。

県は不落やったら、不落だったから皆減をして新年度予算で実施するからということですよ。町は、いや、まあ、比較して言いよとですけど、事業内容は別としてね。不落だから繰越しというのはちょっといささかちょっと理由的に。よろしいですかね、それを確認したい。

41ページ、学生応援給付金減額です。当初の理由、人数と実績に伴い。実に有意義な給付金であったんじゃないかなと思うんですけど、当初予定と実績に対する乖離している部分の理由というか、どういった事由で申請が、申請っていうか給付がなかったのかと。申請がなかったのか、給付ができなかったのか、そこら辺どのように分析されているのかなという部分を確認する。2点。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課参事。

建設課参事（山村 輝明 君）

先ほどの不落の結果、繰り越して工事をするという件の件なんですけども、土木工事につきましては、標準工期によって発注をしているわけですが、本年度が骨格予算でありまして、ちょうど発注した時期が4車線化工事とか、他自治体の工期と繁忙期が重なって不落となったわけですが、今後、工期を確保するには、それからでありますと工期が確保できませんでしたので、時期をずらして年度をまたいだ工期であれば実施可能ということで、今回繰越しの手続きをさせてもらった次第なんですけれども。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この3つの件でございますが、一つは法面の改修と、それから豎山も法面ですね、それからもう一つ、高岩川の普通河川、これはどちらも3つが緊急性を有するというので、早くやらなきゃならないということで、本当は先ほど言われたように、次年度にまた新しく上げてやればよかったんですけど、これは緊急性を要するというので危ないもんですから、どちらにしても不落になったということで、今回もう1回、設計し直しをしながら、新たにまた繰越しをして、早急に工事にかかりたいということで、今回そういう措置をさせていただいたということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

学生応援給付金については、私どもが当初予算を見積もったときに、確たるデータがございませんでした。高等学校の進学率等まではあるわけですが、高等学校を出たあとに専門学校、また大学等に進学した子どもさんの数というのが、確定した数がございませんでした。

そこで、県の進学統計、県全体の進学統計並びに卒業生からこの子たちどうなったっていうことを聞いて、大体50%、5学年分やりましたので、750人の大体50%ぐらいプラスアルファということで予算を組んだわけでございます。

そうしたところが、実際にはそこまでにはなかったと。かなり広報と、また申し込んだ方に、知った人にLINEか何か連絡してねというようなこともお願いいたしましたけれど、そういう結果であった。申し訳ありません、見積りが甘かったということに尽きると思います。すみませんでした。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

分かりました。会計年度の原則がありますので、繰越しをするには緊急性を要するので落とさず、繰越事業でも早急に対応したいというような理由がないと理由として成り立たないと思いますので、そのポイントを確認したということですので、よろしくをお願いします。

分かりました。緊急性を要するので、予算を確保し、繰越事業でも近々に、早期に発注をして取りかかりたいということで繰越しをお願いするということですね。はい。

もう一つ、学生応援給付金、足らないより、実際早急に対応せんといかんと、実際見込み数を把握するのがなかなか難しかったという状況であった。PRには努めてされたんで、実数的に上がってきた実績でこういった減少幅になったということですね。はい、理解しました。

議 長（淡田 邦夫 君）
間もなく4時になります。この一般会計補正予算が終了するまで会議を続けさせていただきます。すみません。
6番。

6 番（阿部 豊 君）

分かりました。私は理解しましたので、ありがとうございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

私のほうからは歳出のほうですけれども、4点ほどありまして、1点は、29ページの後期高齢者医療費のうちの負担金、補助及び交付金の給付費負担金が550万円ですから、全体の3%強ぐらい増えているのかなという感じなんですけれども、この要因も分かれば少し御説明いただきたいというのが1点目です。

それから2点目は、最後の諸支出金、基金費の中で、全体の決算見込みの中で、基金に、下水道整備基金に1億800万円ということですが、基金、要するに、全体のその決算残のうち基金に、下水道整備基金に全額、残った分を全部という配分とされた判断の基準、理由、それについてお答えいただきたい。

2点です。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（水本 淳一 君）

私が把握しているものにつきましては、広域連合からの負担金精算確定による増額ということで私は認識しておったんですけど、中身のちょっと詳しいあれを、私が控えておりません。ちょっと時間を頂ければと思います。要因につきましては、すみません。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

2点目の、ページ49ページの下水道整備基金の積立ての件でございますけれども、これは、最終的に今回の補正で歳入、歳出の差が出てきておりました。これを、どの、どういう整理をしていこうかというところで内部協議を行いました結果、やはり下水道整備基金というのが、残高がですね、この補正をする前は1億円程度でございました。この毎年度、その1億円、例えば令和2年度の決算でいきますと、取崩しが1億4,300万円程度、令和元年度では1億2,700万円程度ということで、今回の令和3年度においても、この12月補正後が1億8,600万円程度の取崩しとなっておりますので、令和4年度の予算に向けて、今回、残高を確保をさせていただいたというところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

基金の積立てについては理解いたしました。

あと、後期高齢者医療費について、給付費が増えているということなんですけども、全般的にですね、先ほど来、福祉医療費関係も給付費の増というのがありますので、その辺りの動向については、あした、国保財政のところでもありますので、関連がありますので、そこでも、分かればまたお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

そのときでいいですか。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

はい、結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）

分かりました。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

繰越明許についてお尋ねします。

農地関係が、査定とかいろいろあって、繰越しはやむを得ないんですけども、財源については財政のほうで考えて繰り越しておられると思いますので、それについてはお尋ねをいたしません。ここにそれぞれ、歳出のほうに、もう小さいことがよく見えるもんでですね、10ページに3年災農地等災害復旧事業受益者分担金とあるものですから、繰越明許には3年災農地災

害復旧事業と農業用施設と2つあるものですから、ここら辺の受益者負担の割合はどうなっているのか。そこ249万9,000円、これについてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

それから、5ページの、それぞれ起債を借りての災害復旧の工事をなさろうとしているんですけども、農業用施設災害復旧事業については起債を借らずに実施するというので、ちょっと、バランスが取れてないものですから、4件ほど、排水路とか用排水路とか繰り越してやらなくちゃいかんということで。延長は、もう短いのがあるものですから、それぞれの災害対象になる基準があると思うんですよね。排水路とか用排水路、田んぼとか畑の。その基準をちょっと、確認をさせてください。

2点。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

まず、10ページの3年災の農地等災害復旧事業受益者分担金でございますが、この補助率につきましても、補助残の2分の1が受益者負担となります。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（16時05分 休憩）

（16時08分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業経済課長。

産業経済課長（金子 剛 君）

10ページの3年災の農地等災害復旧事業受益者分担金でございますけども、受益者負担金につきましても農地だけ、施設につきましては分担金はないということでございます。

基準額が40万円以上が農地災害の対象となっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

先ほど、農業用施設災害復旧事業の起債がないのかというようなお話がありましたけれども、この6ページの第3表地方債補正の中の追加のところで、3年災農地等災害復旧事業の320万円と地方債計上させていただいておりますけれども、このうち100万円が農地の災害復旧事業の財源になりまして、220万円が農業用施設災害復旧事業の財源となるものでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

分かりました。この「農地等」は、「等」がいるわけですね、起債のほうは。これは理解しました。この10ページは多分いらないと私は思いますから。

それから、ちょっともう悪いんですけど、給与費明細書のほうの一番後ろをお尋ねしたいんですけど。

56ページ。当初予算ではここの一番上に書いてある7級がお二人おられたんですけど、今回は、11月で4、12月で5ということがあって、まあ昇給することは家庭的に助かると思うんですけども、その基準は設けてあるのか。御存じのように、年配者の方が早期退職なさったりして、どうしても若い人が早くなって、早く上に上がれば退職金もたくさんもらえるということは理解しておりますけど。そこら辺で基準をちょっと、7級に上がる基準をちょっと知っきたいと思ひましてお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

56ページのほうに、級別の基準となる職務ということで、「理事の職務、相当高度の知識経験を要する課長等の職務で町長が特に認めたもの」という形になっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

その判断基準ですたい。町長が特に必要と認めたもの、基準はあるんですか。

聞いた話によると、5年したら自動的に上がるとかですね、年齢をして上がるとか聞いたものですから、はたしてそういう実態でいいのかなと、ちょっと心配しとったものですから。若い人が早くなって、5年したら、もうそうになっていくから、自動的に。そこら辺で基準はどうなさってるのかなと思って。言えなかったら結構ですよ。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事兼総務課長。

総務理事兼総務課長（山本 勝憲 君）

課長職になって、「相当高度の知識経験を要する」ものということで、町長の決裁をとった中で、課長職については、7級に昇給するかどうかというのは判断させていただいております。当然その中では、いわゆる能力評価といいますか、そういう評価も参考にしながら評価しているという、昇給の決定をしているということでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ということは、理事と同等の仕事ができるということが7級におるということで理解しとけ

ばよろしいですかね。あとは、その決裁ですから、町長が認めるということですから、まあ、聖域といいますか。まあ、給料入られませんからね、町長が決裁うった人は認めているということですね。分かりました。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
今、総務理事が申しましたように、やはり7級ということで一応決裁等があがってくるし、それから経験年数とか、課長の経験年数とかも参考にしながら、町としましては、私としましては、一応、決裁判断をさせていただいているということでございますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにありませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第80号 令和3年度佐々町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はどうもお疲れ様でした。
散会とします。

（16時14分 散会）